資料 50

<震災予防 p48･50･51>

自主防災組織･幼年消防クラブ・少年消防クラブ・婦人防火クラブ一覧

防災会一覧

番号	防災会名称	設立年月日	番号	防災会名称	設立年月日
1	柳原町防災会	S52.11.26	40	八幡町四丁目防災会	S58. 9.28
2	巴町〃	S53.12.14	41	川崎町〃	S58.10. 3
3	家富町一丁目〃	S54.11.26	42	通五丁目〃	S58.10.11
4	寺岡町〃	S55. 8.23	43	伊勢町二丁目〃	S58.11. 1
5	福居八木町〃	S55. 8.30	44	助戸仲町〃	S58.11.11
6	田中町三丁目〃	S55. 9. 1	45	江川町〃	S58.11.14
7	毛野新町四の二〃	S55. 9.12	46	赤松台一丁目〃	S58.11.24
8	葉鹿仲町〃	S55. 9.27	47	堀込町二丁目〃	S58.11.28
9	栄町一丁目〃	S55.10. 4	48	雪輪町〃	S58.12.15
10	助戸三丁目二〃	S55.10.21	49	伊勢南町〃	S59. 2. 9
11	大町四丁目〃	S55.11.29	50	借宿町三丁目〃	S59. 2.18
12	赤松台二丁目〃	S55.12.11	51	鹿島町四丁目〃	S59. 5.28
13	鹿島町三丁目〃	S55.12.19	52	猿田町〃	S59. 6.28
14	南大町1丁目〃	S56. 7. 5	53	山下町四丁目〃	S59. 6.29
15	小俣中町〃	S56. 7.22	54	五十部町新屋敷〃	S59.10. 1
16	借宿四丁目〃	S56. 8.25	55	大町三〃	S59.10. 4
17	緑一南〃	S56. 9.16	56	今福町二丁目〃	S59.10.12
18	今福南町〃	S56.10.16	57	月谷町〃	S59.10.30
19	福富町二丁目〃	S56.10.20	58	板倉町二丁目〃	S59.11.30
20	小俣吉田町〃	S56.11. 8	59	山下町二丁目〃	S60. 6. 6
21	本城一丁目〃	S56.11.21	60	錦町〃	S60. 6.25
22	永楽町〃	S57. 3.24	61	小俣町上濁沼〃	S60. 7. 3
23	五十部町蔦ケ入〃	S57. 5. 8	62	大前町三丁目〃	S60. 7. 9
24	伊勢町一丁目〃	S57. 6.28	63	朝倉町三丁目〃	S60. 7.12
25	借宿町二丁目〃	S57. 7. 5	64	伊勢町四丁目〃	S60. 7.22
26	今福三丁目〃	S57. 7.26	65	助戸一丁目〃	S60. 7.25
27	五十部町内中〃	S57. 7.31	66	助戸二丁目〃	S60. 9.11
28	通六丁目〃	S57. 8. 3	67	久松町〃	S60. 9.25
29	丸山町〃	S57. 8.24	68	南大月町〃	S60.10. 5
30	旭町三丁目〃	S57. 9. 6	69	藤本町〃	S60.10. 9
31	新山団地〃	S57. 9. 7	70	助戸東山町〃	S60.10.15
32	西場町〃	S57.10. 6	71	大前町二丁目〃	S60.10.16
33	緑町二丁目〃	S57.10.14	72	福居和泉町〃	S60.10.24
34	田中町二丁目〃	S57.10.16	73	葉鹿町熊野〃	S60.11.15
35	緑町一丁目北〃	S57.12. 6	74	本城二丁目〃	S60.11.21
36	通三丁目〃	S58. 1.29	75	毛野新町二丁目〃	S60.11.27
37	伊勢町三丁目〃	S58. 7.20	76	助戸三の一〃	S60.12.13
38	山川町宮先通り〃	S58. 7.25	77	駒場町〃	S61. 1.11
39	西宮町〃	S58. 8.31	78	粟谷町〃	S61. 1.30

番号	防災会名称	設立年月日	番号	防災会名称	設立年月日
79	堀込町一丁目 防災会	S61. 3.26	123	久保田町二丁目 防災会	H 3. 8.19
80	助戸大橋町 〃	S61. 6.28	124	五十部西舟町 〃	H 3.10.25
81	菅田町 〃	S61. 7.25	125	瑞穂野町2丁目 〃	H 3.12.13
82	千歳町 〃	S61. 8. 8	126	島田町 〃	H 3.12.16
83	小俣下町 〃	S61. 9.25	127	五十部町東山 〃	H 4. 1.29
84	鹿島町一丁目 〃	S61.10.25	128	瑞穂野町1丁目 〃	H 4. 5.12
85	大前町四丁目 〃	S61.11.12	129	葉鹿町彦谷 〃	H 4. 6.16
86	通一丁目 〃	S61.11.29	130	通四丁目 〃	H 4. 6.23
87	相生町 〃	S62. 2.23	131	野田町二丁目 〃	H 4. 7.14
88	栄町二丁目 〃	S62. 2.25	132	五十部町町田 〃	H 4.10. 2
89	本城三丁目一 〃	S62. 3.25	133	田中町1丁目 〃	H 5. 1.27
90	寿町 〃	S62.11.11	134	助戸新山町自治会 〃	H 5. 3.13
91	板倉町一丁目 〃	S62.12.13	135	常盤町 〃	H 5. 7.27
92	小俣下濁沼町 〃	S63. 1.26	136	井草町 〃	H 5. 8.26
93	上渋垂町 〃	S63. 2. 6	137	有楽町自治会 〃	H 5. 9. 4
94	福居中里町 〃	S63. 2.12	138	山下町一丁目 〃	H 5. 9.16
95	本城三丁目二 〃	S63. 2.24	139	迫間町 〃	H 5. 9.17
96	中川町 〃	S63. 2.26	140	大正町 〃	H 5. 9.29
97	松田町二丁目 〃	S63. 3.25	141	大町市丁目 〃	H 5.10. 8
98	通七丁目 〃	S63.11.22	142	毛野新町三丁目 〃	H 5.10.16
99	借宿町一丁目 〃	S63.11.25	143	家富町二丁目 〃	H 5.10.29
100	常見町一丁目 〃	S63.11.28	144	大町二丁目 〃	H 5.12. 7
101	八幡町五丁目 〃	S63.12.10	145	毛野新町一丁目 〃	H 5.12.10
102	若草町 〃	H 1. 2. 9	146	山川町山小路 〃	H 6. 4.17
103	宮北町 〃	H 1. 2.15	147	県営新山団地 〃	H 6. 6. 9
104	新宿町 〃	H 1. 3.25	148	名草上町 〃	H 6. 6.10
105	南大町2丁目 〃	H 1. 6.26	149	名草中町 〃	H 6. 6.10
106	南大町3丁目 〃	H 1. 6.26	150	名草下町 〃	H 6. 6.10
107	南大町4丁目 〃	H 1. 6.26	151	小俣田町 〃	H 6. 6.22
108	寿町昭和 〃	H 1. 7.10	152	葉鹿下町 〃	H 6. 7.17
109	里矢場町 〃	H 1. 7.13	153	小俣中妻町 〃	H 6. 7.22
110	今福町一丁目 〃	H 1. 8.24	154	大前町五丁目 〃	H 6. 7.28
111	野田町一丁目 〃	H 1 .8.30	155	小俣境町 〃	H 6. 7.29
112	県町 〃	H 1. 9.28	156	羽刈町 〃	H 6. 9. 4
113	今福町四丁目 〃	H 2. 2.21	157	岩井町 〃	H 6.10.27
114	大岩町 〃	H 2. 4.23	158	大月町 〃	H 6.11.25
115	大門通 〃	H 2. 7.11	159	松田町一丁目 〃	H 7. 6.28
116	梁田町 〃	H 2. 7.23	160	毛野新町四の一 〃	H 7. 7.31
117	樺崎町 〃	H 2.10.11	161	鹿島町五丁目 〃	H 7. 8.11
118	大橋町1・2丁目 〃	H 2.11.27	162	葉鹿上町 〃	H 7. 8.25
119	田島町 〃	H 2.12.13	163	朝倉町二丁目 〃	H 7. 9.30
120	荒金町 〃	H 3. 1.30	164	百頭町 〃	H 7.10. 1
121	家富町三 〃	H 3. 7. 2	165	山川町一丁目 〃	H 8. 1.17
122	大久保町 〃	H 3. 7.17	166	福居栄町 〃	H 8. 2.10

番号	防災会名称	設立年月日	番号	防災会名称	設立年月日
167	葉鹿新町防災会	H 8. 2.11	196	小俣城山町 〃	H10. 5.28
168	松田町三丁目 〃	H 8. 2.24	197	春日岡 〃	H10. 6. 6
169	下渋垂町一丁目 〃	H 8. 3.19	198	大沼田町磯入 防災会	H10. 6.12
170	下渋垂町二丁目 〃	H 8. 3.19	199	山川町二丁目 〃	H10. 6.20
171	福富町一丁目 〃	H 8. 3.19	200	山下町三丁目 〃	H10. 7. 1
172	福富町三丁目南猿田 〃	H 8. 3.19	201	常見町三丁目 〃	H10. 7. 3
173	旭町一丁目 〃	H 8. 4.17	202	大沼田町島 〃	H10. 7.18
174	福富町三丁目 〃	H 8. 5.24	203	西新井町 〃	H 10. 8.21
175	通２丁目自主 〃	H 8. 9. 1	204	八椚町二丁目 〃	H 10. 8.27
176	朝倉町一丁目 〃	H 8. 9. 7	205	山川町三丁目 〃	H 10. 9.19
177	八幡町一丁目 〃	H 8. 9.19	206	山川町橋本通 〃	H 10. 9.19
178	田中町四丁目 〃	H 8. 9.29	207	福居南町 〃	H 10. 9.26
179	山下町五丁目 〃	H 8.12.14	208	上渋垂町伊勢の宮 〃	H 10. 9.26
180	稲岡町 〃	H 9. 2.25	209	利保町南 〃	H 10.11.29
181	堀込滝の宮 〃	H 9. 3. 6	210	板倉町三丁目 〃	H 10.12.12
182	奥戸町 〃	H 9. 3.17	211	利保町北 〃	H 11. 1.17
183	鹿島町二丁目 〃	H 9. 3.30	212	常見町二丁目 〃	H 11. 4. 1
184	八椚１丁目 〃	H 9. 7.19	213	南町 〃	H 11. 5.12
185	大前町一丁目 〃	H 9. 9. 1	214	鵜木町 〃	H 11. 8.21
186	久保田町１丁目 〃	H 9. 9.28	215	小俣北町 〃	H 11. 9.19
187	山下町六丁目 〃	H 9.11. 7	216	多田木町 〃	H 11.10.17
188	小俣上町 〃	H 9.11.15	217	八幡町三丁目 〃	H 11.12.10
189	大沼田町中根団地 〃	H10. 1.25	218	小俣上野田町 〃	H 12. 3.11
190	福居天王町 〃	H10. 3. 2	219	八幡町二丁目 〃	H 12. 5.11
191	松田町四丁目 〃	H10. 3. 6	220	高松町 〃	H 12. 5.21
192	大沼田町西根 〃	H10. 4.17	221	八幡六丁目 〃	H 12. 5.26
193	大沼田町鷹ノ巣 〃	H10. 5. 8	222	昌平町 〃	H 14. 4. 1
194	大沼田町中根 〃	H10. 5.16	223	小曽根町 〃	H 19. 3.28
195	旭町二丁目 〃	H10. 5.26			
	※H25.4.1に旭町一丁目防災会に統合。番号195は欠番。				

足利市幼年消防クラブ一覧　　(平成２５年４月１日現在)

番号	クラブ名称	結成年月日	番号	クラブ名称	結成年月日
1	足利幼稚園	H 9.10.31	8	山辺幼稚園	H 9. 7. 8
2	友愛幼稚園	H 9. 7. 2	9	足利ひかり学園幼稚園	H 9. 3.21
3	花園幼稚園	H 9. 7.11	10	矢場川幼稚園	H 9. 2.28
4	足利みどり幼稚園	H10. 1.20	11	双葉學園旭幼稚園	H 9. 3. 6
5	足利くるみ幼稚園	H 9. 7. 4	12	足利いずみ幼稚園	H 9. 3. 6
6	足利短期大学附属幼稚園	H 9. 2.26	13	足利めぐみ幼稚園	S58. 7.19
7	東光寺幼稚園	S58.11.18	14	足利こばと幼稚園	H 9. 6.16

番号	クラブ名称	結成年月日	番号	クラブ名称	結成年月日
15	足利しらゆり幼稚園	H 9. 6.26	29	足利市にし保育所	H17.10. 1
16	足利さくら幼稚園	H 9. 3. 5	30	小俣幼児生活団	S58.10.14
17	足利市大町保育所	S57.10. 8	31	山前保育園	S58.10.14
18	足利市福居保育所	S57.10. 8	32	常念寺保育園	S58.10.14
19	足利市羽刈保育所	S57.10.14	33	ルンビニ保育園	S58.10.14
20	足利市山川保育所	S57.10. 8	34	足利本城保育園	S58.10.14
21	足利市梁田保育所	S57.10.14	35	龍泉寺保育園	S58.10.14
22	足利市みなみ保育所	S57.10.14	36	足社福事協わかば保育園	S58.10.14
23	足利市久野保育所	S57.10.13	37	足社福事協しんまち保育園	S58.10.14
24	足利市きた保育所	S57.10.13	38	足利両野保育園	S58.10.14
25	足利市三重保育所	S57.10.20	39	天王保育園	S58.10.14
26	足利市大前保育所	S57.10.20	40	ポッポ保育園	S58.10.14
27	足利市名草保育所	S57.10.13			
28	足利市わたらせ保育所	S57.10.13			

足利市少年消防クラブ一覧　(平成２５年４月１日現在)

番号	クラブ名称	結成年月日	番号	クラブ名称	結成年月日
1	第１中学校	S33. 6. 1	7	西中学校	S34. 4.26
2	第２中学校	S33. 6. 1	8	山辺中学校	S34. 4.26
3	第３中学校	S33. 6. 1	9	坂西中学校	S39. 6. 1
4	毛野中学校	S34. 4.26	10	協和中学校	S39. 6. 1
5	富田中学校	S34. 4.26	11	愛宕台中学校	S39. 6. 1
6	北中学校	S34. 4.26	12	若草町少年消防隊	S59. 1.22

足利市婦人防火クラブ一覧　(平成２５年４月１日現在)

番号	クラブ名称	結成年月日	番号	クラブ名称	結成年月日
1	久野地区	S39.12.23	15	朝倉町２丁目	H 4. 5.27
2	富田地区	S46.12.23	16	福富町２丁目	H 4.10.19
3	名草下町	S46.11.24	17	堀込町２丁目	H 6.11.18
4	常見町	S47. 4.12	18	福富町１丁目	H 8. 2.22
5	福居栄町	S48. 5.11	19	小俣町上濁沼	H 8. 7.10
6	名草中町	S48.11.13	20	鹿島町２丁目	H 9.12.12
7	名草上町	S48.11.13	21	葉鹿町熊野	H10. 2.28
8	福居八木町	S50. 1.21	22	田島町	H10.11. 4
9	福居南町	S51. 6.16	23	松田町２丁目	H10.12. 5
10	福居中里町	S51.10. 7	24	栄町２丁目	H13. 3.10
11	百頭町	S55. 3.15	25	永楽町	H13. 3.17
12	島田町	S55. 3.26	26	伊勢南町	H13. 3.17
13	上渋垂町	S55. 4. 7	27	堀込町１丁目	H14. 6. 1
14	朝倉町１丁目	H 4. 5.27			

資料 51

<震災予防 p59，震災応急 p91>

災害時要援護者関連施設一覧

1　児童福祉施設

(1) 母子生活支援施設

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	さわらごハイム足利	東砂原後町1042	41-3768

(2) 保育所

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	大町保育所	大町 446	41-2886
2	福居保育所	福居町 108	71-3039
3	羽刈保育所	羽刈町 845	71-3240
4	山川保育所	山川町 84-2	41-2317
5	梁田保育所	福富町 894-1	71-2337
6	みなみ保育所	西新井町 3265-1	71-4361
7	久野保育所	久保田町 178	71-9660
8	きた保育所	赤松台 1-1	43-0055
9	三重保育所	五十部町 1174	21-3073
10	大前保育所	大前町 1199	62-4851
11	名草保育所	名草中町 1160	41-9908
12	わたらせ保育所	錦町 94	41-6987
13	にし保育所	大前町 1474-1	62-4555
14	小俣幼児生活団	小俣町 1412	62-0003
15	やままえ保育園	鹿島町 168-2	62-2145
16	常念寺保育園	通七丁目 3094	21-2016
17	ルンビニ保育園	借宿町 399	73-8123
18	足利本城保育園	本城一丁目 1742	41-3202
19	龍泉寺保育園	助戸一丁目 652	41-3310
20	わかば保育園	利保町 1-4-3	41-3777
21	しんまち保育園	毛野新町一丁目 5	43-0827
22	足利両野保育園	小俣南町 4-2	62-4808
23	天王保育園	福居町 334-1	71-0874
24	ポッポ保育園	多田木町 1070	91-3221

(3) 幼稚園

番号	施　設　名	所　在　地	電 話
1	足利幼稚園	家富町 2188	21-3475
2	友愛幼稚園	通 5 丁目 3437	21-3532
3	花園幼稚園	大町 2-6	41-2923
4	足利みどり幼稚園	東砂原後町 1084	42-5446
5	足利くるみ幼稚園	伊勢南町 10-16	41-1492
6	利短期大学附属幼稚園	福居町 698	71-1098
7	東光寺幼稚園	葉鹿町 224	62-0473
8	山辺幼稚園	堀込町 1410-1	72-2927
9	足利ひかり学園幼稚園	菅田町 892	41-1978
10	矢場川幼稚園	里矢場 2261-1	72-5039
11	旭幼稚園	大沼田町 2040	91-1003
12	足利いずみ幼稚園	五十部町 155-5	21-6922
13	足利めぐみ幼稚園	小俣町 660-4	62-4831
14	足利こばと幼稚園	堀込町 2973	72-7247
15	足利しらゆり幼稚園	田中町 943-11	71-7255
16	足利さくら幼稚園	島田町 105-1	72-8509

(4) 児童厚生施設

ア　児童館

番号	施　設　名	所 在 地	電 話
1	にしこども館	小俣町 1508-5	62-7801
2	山川こども館	山川町 84-2	42-0900
3	八幡こども館	八幡町二丁目 30	71-8183
4	梁田こども館	福富町 894-1	72-1214
5	板倉ふれあい児童館	板倉町 395	62-4555

イ　児童遊園

番号	施　設　名	所　在　地
1	本城児童遊園	本城二丁目 1859
2	鹿島児童遊園	鹿島町 360

(5) 児童養護施設

番号	施　設　名	所 在 地	電 話
1	泗水学園	樺崎町 543	43-0864
2	イースターヴィレッジ	小俣町 3294-2	62-3501

(6) 重症心身障害児施設

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	あしかがの森 足利病院	大沼田町 615	91-0611

2 指定障害福祉サービス事業所

(1) 生活介護

番号	事 業 所 名	所 在 地	電 話
1	こころみ学園	田島町 616	41-5039
2	あかまつ作業所	田島町 621-1	43-2527
3	ﾃﾞｲｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨｾﾝﾀｰWIN	利保町 49-4	43-0414
4	社会就労センターきたざと	利保町 49-4	43-0414
5	セルプみなみ	県町 1507	43-9171
6	陽光園	稲岡町 500	91-3781
7	かしわ荘	葉鹿町 2245	62-0227
8	足利愛光園	山川町 782	42-3403
9	緑ケ丘育成園	葉鹿町 2274	62-1521
10	やまゆり学園	大沼田町 1751	91-3022
11	ルンビニー園	樺崎町 1706	41-5622
12	栃の葉荘	葉鹿町 2227	62-1219
13	共働舎	稲岡町 500	91-3781
14	あしかが通園センター	大沼田町 615	91-0611
15	やまゆりの里	大沼田町 525-1	90-2030

(2) 障害児通園（デイサービス）

番号	事 業 所 名	所 在 地	電 話
1	足利市こども発達支援センター(ぽけっとクラブ)	大橋町 1 丁目 2006-3	44-7288
2	ビタミンクラブ	利保町 49-4	43-0414
3	あしかが通園センター	大沼田町 615	91-0611

(3) 就労移行支援・一般型

番号	事 業 所 名	所 在 地	電 話
1	恵愛センター	本城 1-4128	43-2182
2	就労継続支援部はろーじょぶ	伊勢町 2-10-7	44-0480
3	愛光園	稲岡町 500	91-3781
4	セルプ絆	有楽町 834-5	41-7277

(4) 就労継続支援・A型

番号	事 業 所 名	所 在 地	電 話
1	愛光園	稲岡町 500	91-3781

(5) 就労継続支援・B型

番号	事 業 所 名	所 在 地	電 話
1	あかまつ作業所	田島町 621-1	43-2527
2	愛光園	稲岡町 500	91-3781
3	足利愛光園	山川町 782	42-3403
4	恵愛センター	本城 1-4128	43-2182
5	恵愛センター	田所町 1102-1	43-2182
6	多機能型事業所あしかが	今福町 304-1	21-0098
7	就労継続支援部はろーじょぶ	伊勢町 2-10-7	44-0480
8	社会就労センターきたざと	利保町 49-4	43-0414
9	セルプみなみ	県町 1507	43-9171
10	やまゆり学園	大沼田町 1751	91-3022
11	共働舎	稲岡町 500	91-3781
12	一歩	通 3-3545-2	21-0210
13	セルプ絆	有楽町 834-5	41-7277

(6) ケアホーム・グループホーム

番号	事 業 所 名	所 在 地	電 話
1	萩原荘	葉鹿町 2-6-1	62-0514
2	藤花寮	葉鹿町 83-9	62-6511
3	すみれ荘	葉鹿町 167	62-1678
4	みどり１	葉鹿町 2274-9	62-8770
5	みどり２	葉鹿町 2274-9	62-8770
6	あけぼの荘	田島町 620	41-5039
7	三井荘	大町 491-1	44-2252
8	あさひ荘	大町 491-1	44-2252
9	うちこし荘	田島町 261-1	43-2578
10	たじま荘	田島町 602-2	43-2322
11	小松荘	田島町 581-1	44-3326
12	もちぶね荘	田島町 538-2	41-0822
13	シェアハウス ai	通 7 丁目 3122	21-5161
14	シェアハウス JOY	助戸 3 丁目 325-11	43-2120
15	シェアハウス Peace	大月町 650-2	41-6763
16	シェアハウス Love	通 2-2657-1	41-6763

番号	事 業 所 名	所 在 地	電 話
17	ドナルド	元学町 830-14	43-0414
18	デイジー	元学町 830-14	43-0414
19	両崖ホーム	本城 1-4129	43-2960
20	あゆみの家	有楽町 834	43-0414
21	みようぎ荘	大沼田町 487-2	91-3022
22	風曜日	大沼田町 457-1	90-2030
23	愛光園ホームあすか	山川町 782	42-2697
24	ホームつばさ	山川町 782	43-0744
25	ホームほのか	稲岡町 605	090-4018-5399
26	ホームのどか	稲岡町 605	090-4018-5399
27	クローバーⅠ	福居町 1656-2	72-8536
28	クローバーⅡ	福居町 1205-8	72-5774
29	うぐいす寮	本城 1-1549	41-2213
30	(医)恵愛会第 1ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	本城 1-4128	41-2213
31	(医)恵愛会第 3ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	本城 1-1627	41-2213
32	(医)恵愛会第 5ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	本城 1-1549	41-2213
33	(医)恵愛会第 2ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	本城 1-1568	41-2213
34	(医)恵愛会第 4ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	本城 1-1563	41-2213
35	(医)恵愛会第 6ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	本城 1-1623	41-2213
36	(医)恵愛会第 7ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	本城 1-1549	41-2213
37	「Co-net」若竹	福居町 1215-1	70-6651
38	どんぐり	今福町 304-1	21-0098

(7) 施設入所支援

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	陽光園	稲岡町 500	91-3781
2	こころみ学園	田島町 616	41-5039
3	緑ヶ丘育成園	葉鹿町 2274	62-1521
4	かしわ荘	葉鹿町 2245	62-0227
5	ルンビニー園	樺崎町 1706	41-5622
6	やまゆりの里	大沼田町 525-1	90-2030
7	栃の葉荘	葉鹿町 2227	62-1219

3　障害者支援施設等

(1) 自立訓練・生活訓練

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	おりひめホーム	本城 1-1560	41-2213
2	若葉荘	葉鹿町 2232	62-1859

(2) 障害者相談支援事業所

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	足利障害者相談支援センター	東砂原後町 1072 （総合福祉センター内）	44-0307
2	足利ケアサービス	五十部町 809-3	21-7630

(3) 障害者地域活動支援センター

番号	名　　称	所 在 地	電 話
1	地域活動支援センター あしかが	本城 1-1547	41-2643
2	地域活動支援センターハートランド	福居町 587-1	70-0811

4　老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム

番号	施 設 名	所在地	電話
1	福寿荘	山川町 1124	41-2098

(2) 特別養護老人ホーム（デイサービス及びショートステイを併設）

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	麗日荘	田中町 100	71-8182
2	清明苑	大月町 1042-2	41-1165
3	盛雄苑	山下町 2753-1	64-0765
4	和見山苑	稲岡町 1083-1	91-3717
5	義明苑	久保田町 1223	73-2020
6	プロムナードひこや	葉鹿町 2019-1	64-0661
7	たんぽぽ	通五丁目 3435-3	22-1155
8	湯の里長寿苑	大沼田町 2163-1	91-3930
9	こはく苑	堀込町 2006-1	73-5890
10	青空	島田町 801	73-0029
11	まごころ	本城一丁目 1480-6	40-2201
12	みのりの里・田島	田島町 1959-1	40-1123
13	みどりの丘・大月	大月町 545-25	40-1265
14	おおくぼ	大久保町 617-1	64-9200

(3) 介護老人保健施設（デイケア及びショートステイを併設）

番号	施　設　名	所 在 地	電 話
1	グリーンホーム	福居町 1210	71-3170
2	グリーンヒルズ２１	大前町 1220	64-1711
3	四 恩 苑	多田木町 1168-1	91-4800
4	マーガレットヒルズ	五十部町 1749-5	20-1515
5	たすけあい	花園町 1-2	40-3301

(4) 老人福祉センター

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	西幸楽荘	大前町 1452	62-6121
2	南幸楽荘	下渋垂町 808-1	72-8590
3	北幸楽荘	江川町三丁目 62-2	43-3812
4	東幸楽荘	大久保町 1368-4	91-1125

(5) ショートステイ（特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設併設のものを除く。）

番号	施　設　名	所 在 地	電 話
1	特別養護老人ホーム義明苑 ショートステイ相生	大橋町 2 丁目 1810-6	44-4165
2	八木宿ショートステイ	福居町 180-1	73-5660
3	足利ケアセンターそよ風	山川町 1078-2	40-1611
4	ショートステイほほえみ	堀込町 1648-1	64-8444

(6) 認知症高齢者グループホーム

番号	施　設　名	所 在 地	電 話
1	ほたる	稲岡町 1064	90-2212
2	くぼた	久保田町 1220-1	74-2131
3	青の蓮	福居町 843	72-0584
4	あじさい	多田木町 1190	90-2201
5	陽だまり	島田町 754-1	70-0131
6	こかげ	猿田町 2-4	44-5044
7	醍醐の森川崎	川崎町 2316	91-2707
8	なかよし	大久保町 755-1	91-2601
9	湯の里	大沼田町 2142	90-2215
10	大地	駒場町 578-2	90-2299
11	ひなたぼっこ	中川町 3567-1	70-6090
12	ひなた庵	小俣町 291-3	65-4123
13	ひなたの広場	五十部町 490-1	20-1115
14	さんぽ道	山下町 2325-2	65-1230

(7) 小規模多機能型居宅介護

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	ケアホーム ひなたぼっこ	借宿町 391-2	70-5870
2	みのりの里・田島	田島町 1959-1	40-1123
3	ケアホーム ひなた庵	小俣町 291-3	65-4123
4	ケアホーム ひなたの広場	五十部町 490-1	20-1115
5	ケアホーム さんぽ道	山下町 2325-2	65-1230

(8) 有料老人ホーム等

番号	施 設 名	所 在 地	電 話
1	竹の翠(特定施設)	福居町 843	72-0584
2	大地(特定施設)	駒場町 568	90-2299
3	ひまわり（特定施設）	大久保町 754- 1	91-2601
4	くれまちす（特定施設）	借宿町 610-1	72-5061
5	ラ・ナシカあしかが（特定施設）	山川町 10-11	44-4010
6	ケアハウスひこやの里(特定施設)	葉鹿町 1921-4	63-2801
7	ケアハウス田園	久保田町 1218-1	73-4070
8	ケアハウス天王(特定施設)	福居町 750	71-1596

5 その他の施設

(1) 足利市総合福祉センター

番号	所 在 地	電 話
1	東砂原後町 1072	44-0322

(2) 隣保館

番号	名 称	所 在 地	電 話
1	足利市地域福祉会館	山下町 1312-1	62-7690

資料 52

＜震災応急 p5＞

足利市災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部

ア　災害警戒本部の組織

本 部 長	副市長
副本部長	教育長
本 部 員	災害対策本部員(各部長)
事 務 局	危機管理課
	消防本部総務課

なお、被害状況の集約は事務局で行い、災害警戒本部に報告するものとする。

イ　代理の出席

災害警戒本部の構成員が出張その他により出席できない事情にある場合は、会議の迅速な開催を確保するため、あらかじめ構成員が指名する順位に従い代理を出席させるものとする。

ウ　災害警戒本部の役割

災害警戒本部は、その都度災害の状況に応じて、被害情報の収集と分析、県及び防災関係機関からの情報収集、計画を実施するために適切な配備体制の検討などおおむね下記の事項を協議・決定する。なお、協議・決定事項等について副市長は市長に報告するものとする。

① 被害規模を推定するための速やかな情報の収集・分析
② 災害応急活動に要する職員の招集・配備体制の検討
③ 災害対策本部設置についての検討
④ 災害時相互支援協定を締結した市町村等への応援の要請又は救援の出動

エ　職員の招集・配備

災害警戒本部が設置された場合は、各部長は関係職員に対し、災害応急活動の準備を整えるとともに、初期情報の収集にあたるよう指示する。

夜間・休日等勤務時間外にあっては、各部長が災害対策に必要な職員を招集し、災害応急活動の準備及び初期情報の収集にあたるよう指示する。

オ　情報の収集

被害状況等災害情報の収集については、危機管理課に拠点を置き対応する。

① 災害警戒本部への報告

関係各部課は、被害状況等の情報について、危機管理課及び消防本部総務課へ連絡するものとする。

また、事務局は、被害状況を総括し災害警戒本部に報告するものとする。

② 危機管理課及び消防本部総務課の情報収集

危機管理課及び消防本部総務課は、被害状況等の災害情報について、必要に応じ市の関係各部課、栃木県及び県の関係各機関、国及び国の関係各機関に照会し、情報を収集するものとする。

③ 連絡の緊密性

都市建設部、上下水道部及び消防本部は、災害発生後応急活動等において中心的役割を果たす部署であるので、各部課及び関係機関と相互に連絡を緊密にして、災害応急対応を実施する。

カ 災害警戒本部の解散

災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に移行する。また、予想された災害の危険が解消したときは、本部長（副市長）の判断により解散するものとする。

資料 53

＜震災応急 p6＞

足利市災害対策本部条例

昭和37年12月20日
条 例 第 5 3 号

改正　平成24年９月25日条例第30号

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、足利市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職　制）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長が、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑　則）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年３月23日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年９月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料54

<震災応急p6>

庁内伝達系統一覧図(災害対策本部設置のための連絡網)

★伝達は、原則として部長とする。

予警報等（受報）

市　長

副　市　長

秘書広報課
20-2101

加入電話　※勤務時間外はメール連絡

足利市
危機管理課

加入電話　※勤務時間外は携帯電話

足利市消防本部
通信指令課

加入電話(在庁時)
※勤務時間外はメール連絡

一斉指令

加入電話

消防署
消防分署

消防団幹部
各消防分団長
関係機関

総務部長 20-2112	幹事課長	→
政策推進部長 20-2110	幹事課長	→
福祉部長 20-2131	幹事課長	→
生活環境部長 20-2141	幹事課長	→
産業観光部長 20-2156	幹事課長	→
都市建設部長 20-2166	幹事課長	→
会計管理者 20-2202	幹事課長	→
議会事務局長 20-2204	幹事課長	→
上下水道部長 20－2206	幹事課長	→
教育長 20-2216	幹事課長	→
教育次長（管理運営担当） 20-2216		
教育次長（学校教育担当） 20-2219		
行政委員会事務局長 20-2237	幹事課長	→
農業委員会事務局長 20-2238	幹事課長	→

部長以後の伝達は各部の対応によるものとする

※メールによる場合は直接各職へ送信

資料 55

＜震災応急 p7＞

足利市災害対策本部の組織及び運営

① 災害対策本部組織

ア 本部長及び副本部長

災害対策本部長及び副本部長

職 名	担当者	事 務 分 掌
本 部 長	市 長	本部の事務を統括し、災害対策本部職員を指揮、監督する。
副本部長	副市長	本部長を助け、本部長に事故あるときその職務を代理する。
副本部長	教育長	本部長を助け、本部長及び副本部長に事故あるとき又は、欠けたときはこれを代行する。

イ 本部員会議

本部長のもとに本部員会議を置き、本部員会議は本部長、副本部長及び各部長等（庁議構成員）をもって構成し、災害対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

② 本部の運営

本部の運営については、災害対策本部条例の定めるところにより次のとおり行う。

ア 本部長及び副本部長

a 本部長は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督すると共に、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

b 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長の職務を代理する。

イ 本部員

a 本部員は本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

ウ 本部員会議

a 本部員会議は本部長、副本部長、本部員及び本部事務局職員によって構成し、本部長が議長を務める。

b 本部員会議は本部員に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告をもとめるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。

なお、本部員会議で協議・決定すべき事項は、次のとおりとする。

- 非常配備体制に関すること。
- 職員の応援に関すること
- 自衛隊、県及び他の市町村等への応援派遣要請及び応援職員の受入れに関すること。
- 避難勧告又は指示に関すること。
- 災害救助法の適用要請及び救助業務の運用に関すること。
- 激甚災害指定の要請に関すること。
- 応急公用負担に関すること。
- 災害対策経費の処理に関すること。
- 各部・各班の調整事項の指示に関すること。
- 現地災害対策本部に関すること。

- 国会、政府関係に対する要望及び陳情に関すること。
- 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。
- 義援金品の募集及び配分に関すること。
- 災害ボランティアの受入れに関すること。
- その他災害対策の重要事項に関すること。

c　本部員会議は本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部を設置したときには、本部長は直ちに本部員会議を招集するものとする。

③　本部連絡員

本部と各部の円滑な連絡体制を確保するため災害対策本部に本部連絡員を置く。

本部連絡員は各部の幹事課長とし、本部員会議の決定事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて本部に連絡するものとする。

④　情報収集処理班

情報の氾濫や過疎を防止するため、災害対策本部に情報収集処理班を置く。なお、各部の総括主幹が担当する。

ア　緊急地区隊からの情報収集
イ　担当部からの情報収集
ウ　本部決定事項の伝達
エ　防災関係機関との連絡調整
オ　その他情報の収集及び伝達

⑤　本部事務局

ア　本部員会議の円滑な運営を図るため、本部員会議に事務局を設置する。なお、事務局は危機管理課並びに消防本部総務課が担当する。

イ　事務局は本部が設置されたときは、本部開設に必要な資機材等を配備する。

- 被害状況図版の設置
- 住宅地図その他図類の確保
- 携帯ラジオの確保
- テレビの確保
- 自主防災組織等に関係する組織代表者名簿、その他名簿類の確保
- 被害状況連絡表、その他書式類の確保
- 「情報連絡体制」に定める有線及び無線通信施設など通信手段の確保

⑥　本部各部の班編成

本部各部に班を設置し、それぞれの関係各部課長等をその部の部長並びに班長とする。

資料 56

＜震災応急 p4･7＞

災害対策本部の班構成及び事務分掌

■各部共通

班	担当課	初動	応急	復旧	所掌事務
全班	共通	●	●	●	○所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録・保管に関すること ○所掌事務に必要な資機材の調達に関すること ○所掌事務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○所掌事務に関係する帳簿（災害救助法事務等）の作成に関すること ○所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること ○所管施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること ○所管施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集積拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力
			●	●	○所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること ○避難が長期化した場合の避難所管理の協力（管理職員の派遣）

■本部事務局（◎総務部長、○政策推進部長）

班	担当課	初動	応急	復旧	所掌事務
本部班	危機管理課 経営管理課 行政委員会 議会事務局	●	●	●	○地震･気象･原子力災害等の情報収集、警報等の伝達に関すること ○災害対策本部の開設・運営、本部指令の伝達、災害対策の総合調整に関すること ○防災無線等の通信統制に関すること ○県等への応援要請に関すること ○避難勧告等の発令に関すること ○市議会との連絡調整に関すること
情報班	情報管理課 企画政策課	●	●	●	○通報等の受信 ○各部からの情報の収集・集約に関すること ○災害記録（資料・写真等）のとりまとめに関すること
				●	○災害復興計画の策定に関すること
				●	○情報システムの保全・復旧に関すること
総務班	人事課 秘書広報課	●	●	●	○配備職員のとりまとめ、服務支援に関すること ○本部長の秘書に関すること ○広報活動、報道機関との連絡調整に関すること
			●	●	○他自治体等の応援職員の受け入れに関すること ○災害視察等の対応に関すること
調査班	税務課	●			○被害状況調査に関すること
	収税課		●	●	○被害家屋認定調査及びり災証明に関すること
財務班	管財課 財政課 会計課	●	●	●	○車両と燃料の確保・管理、緊急通行車両の届出に関すること ○各班の帳簿（災害救助法様式等）のとりまとめに関すること
			●	●	○災害対策関係予算に関すること ○義援金の受付・保管・配分に関すること ○被災者生活再建支援金の支給に関すること
人権班	人権推進課	●			○避難誘導に関すること
			●	●	○避難所管理、防犯活動等の協力に関すること

■福祉・環境部（◎福祉部長、○生活環境部長）

班	担当課	初動	応急	復旧	所掌事務
健康班	健康増進課	●	●	●	○救護・医療に関すること
			●	●	○防疫に関すること
福祉班	社会福祉課 いきいき長寿課 介護保険課 老人ホーム	●	●	●	○高齢者・障がい者の避難支援に関すること ○福祉避難所に関すること
			●	●	○災害見舞金及び弔慰金等の支給に関すること
こども班	こども課 こども館 各保育所	●	●	●	○応急保育に関すること
市民班	市民課 保険年金課 行政サービスセンター	●	●	●	○行方不明者、被災者情報の総括に関すること ○遺体の安置、埋火葬に関すること ○外国人の支援に関すること
支援班	市民活動支援課 消費生活センター	●	●	●	○災害ボランティアセンターの運営支援、連絡調整に関すること ○ペット対策に関すること
			●	●	○災害相談総合窓口の設置、運営に関すること
環境班	クリーン推進課 環境政策課 各クリーンセンター	●	●	●	○仮設トイレの配置及びし尿（簡易トイレによる収集・処理を含む）の収集・処理に関すること ○がれき等の収集・仮置・処理に関すること ○防疫に関すること ○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること

■産業観光部（◎産業観光部長）

班	担当課	初動	応急	復旧	所掌事務
商工班	商工振興課	●	●		○観光客の避難及び帰宅等の支援に関すること
	観光交流課	●	●	●	○食品・生活必需品の調達、避難所等への供給に関すること ○商工業の被害調査・応急対策、商工業者の復旧支援に関すること
農務班	農務課 農業委員会事務局	●	●		○山地災害、ため池・農業用水路の警戒、二次災害防止に関すること
			●		○食品等の調達協力に関すること
			●	●	○農林業の被害調査・応急対策、農林業者の復旧支援に関すること

■建設・水道部（◎都市建設部長、○上下水道部長）

班	担当課	初動	応急	復旧	所掌事務
建築班	都市計画課	●			○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
	建築指導課 市街地整備課		●	●	○被災家屋の修理、障害物除去に関すること ○応急仮設住宅の建設、管理に関すること
	建築住宅課 区画整理事務所	●	●	●	○臨時ヘリポート（運動場除く）の開設・管理に関すること ○市営住宅、公園の被害調査、応急対策・復旧に関すること
土木班	交通政策課 道路河川課	●			○土砂災害警戒区域等の警戒に関すること ○水防活動・救出活動の協力に関すること
	土木作業所	●	●	●	○道路・通行の安全及び緊急輸送道路の確保に関すること ○道路･河川の被害調査、応急対策･復旧に関すること ○防疫に関すること
水道班	庶務課	●	●		○応急給水に関すること
	工務課 下水道課 水処理センター	●	●	●	○上下水道施設の被害調査､応急対策･復旧に関すること ○マンホールトイレの設置、管理に関すること

■教育部（◎教育長）

班	担当課	初動	応急	復旧	所掌事務
学校班	教育総務課 学校教育課 学校管理課	●	●	●	○避難所（小中学校）の開設・管理に関すること ○学校施設の被害調査､応急対策･復旧に関すること
	各小・中学校 教育研究所		●	●	○応急教育、被災児童・生徒の調査及び学用品の調達に関すること
社会班	生涯学習課 文化課 市民スポーツ課 各公民館 足利学校事務所	●	●	●	○避難所（小中学校除く）の開設・管理、避難所設置の救護所及び炊き出し等の協力に関すること ○臨時ヘリポート（運動場）の開設・管理に関すること ○物資集積拠点の開設・管理、救援物資の受付・仕分け等に関すること ○社会教育施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること
			●	●	○文化財等の被害調査、応急対策に関すること

■消防本部（消防長）、消防団（消防団長）

―	担当課	初動	応急	復旧	所掌事務
消防本部	総務課 通信指令課 予防課	●	●		○救急･救助活動、水防活動、消防活動に関すること ○行方不明者の捜索に関すること ○危険物対策に関すること
	消防署・分署		●		○火災調査等に関すること
消防団	団本部	●	●		○水防活動、消防活動に関すること
	分団		●		○火災調査等の協力に関すること

（注）◎は部長、○は副部長とする。
担当課欄の最上段に記載の課の課長を班長とする
初動：災害の拡大を防止し、被災者を救出する時期で、地震発生後72時間程度。
応急：被災者の救援、避難所生活解消の準備をする時期で、初動後１週間～１ヶ月程度。
復旧：生活等を再建する時期で、応急後１ヶ月～１年程度

災害対策本部の標識及び本部自動車用標識等

災害対策本部の表示板
木製・文字は黒色

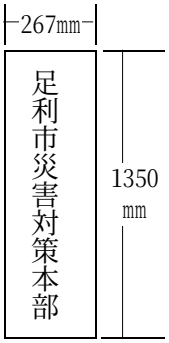

本 部 長

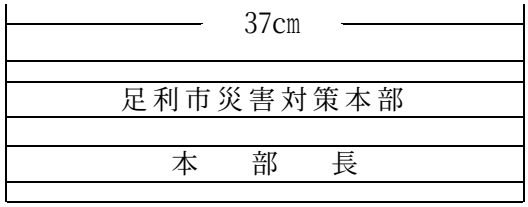

（寸法は以下同じ）

副本部長

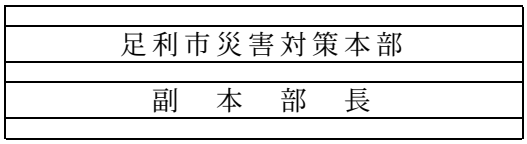

（地は白地、縁線は赤色、文字は黒色とする。）

部　　長

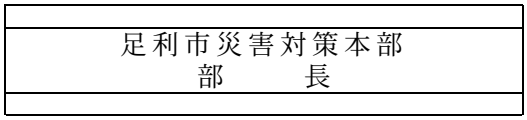

班　　長

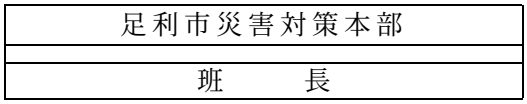

班　　員

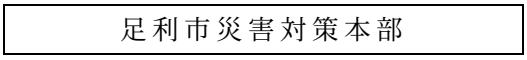

地は政策推進部を白色、総務部を黄色、福祉部を緑色、生活環境部を赤色、産業観光部を淡赤色、上下水道部を青色、教育部を茶色とし、
縁線等は政策推進部を赤色、生活環境部を白色とし、その他の部を黒色とする。
なお、文字は全て黒色とする。

本部連絡員

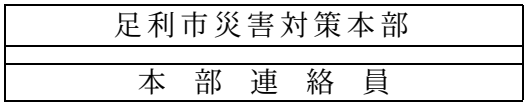

（地は橙色、中央線は赤色、文字は黒色とする。）

防災委員等

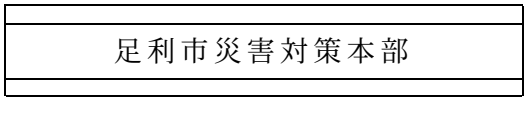

（地は白色、縁線は橙色、文字は黒色とする。）

本部車両

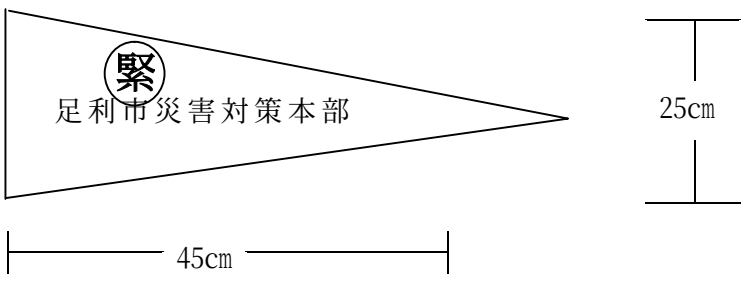

（地は白色、中央の緊を赤色、文字を黒色とする。）

＜震災応急p5＞

緊 急 地 区 隊 の 組 織

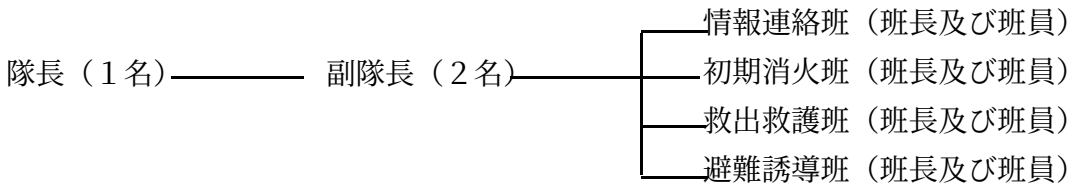

※組織は自主防災組織に同じ

緊急地区隊長・副隊長一覧

地 区 隊 名	隊　長　・　副　隊　長
織姫緊急地区隊	各公民館長、各地区内に居住する市職員から選任する。
助戸　〃	〃
毛野　〃	〃
山辺　〃	〃
三重　〃	〃
山前　〃	〃
北郷　〃	〃
名草　〃	〃
富田　〃	〃
矢場川　〃	〃
御厨　〃	〃
筑波　〃	〃
久野　〃	〃
梁田　〃	〃
三和　〃	〃
葉鹿　〃	〃
小俣　〃	〃

資料 59

＜震災応急 p4＞

職員参集（予定・報告）表

職員参集（　予定　・　報告　）表

	平成(　　)年(　　)月(　　)日(　　)時(　　)分作成
(　　)部（　　／　　）	平成(　　)年(　　)月(　　)日(　　)時(　　)分発生

発災後の時間	合　計 (累　計)	課	課	課	課	課	課
30分以内	人	人	人	人	人	人	人
0.5～１時間	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
１～２時間	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
２～３時間	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
３～４時間	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
４～５時間	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
５時間以上	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
時間以上	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)

（注）１　（　　）内には、累計を記入する。
　　２　予定表、報告表のいずれかに○をつける。
　　３　予定表については、発生時の記載は不要。

資料60

＜震災応急p4, 風水応急p2＞

配備体制別動員配備計画表

本部事務局

班名	課名	職　員　数	第１配備	第２配備	第３配備（全員）
本部班	危機管理課	7	7	7	7
	経営管理課	11	3	7	11
	行政委員会事務局	5	1	3	5
	議会事務局	9	4	6	9
	計	32	15	23	32
情報班	情報管理課	15	4	9	15
	企画政策課	10	6	8	10
	計	25	10	17	25
総務班	人事課	12	4	8	12
	秘書広報課	14	3	6	14
	計	26	7	14	26
調査班	税務課	44	7	21	44
	収税課	28	5	14	28
	計	72	12	35	72
財務班	管財課	14	7	12	14
	財政課	10	6	8	10
	会計課	8	3	6	8
	計	32	16	26	32
人権班	人権推進課	8	3	6	8

福祉・環境部

班名	課名	職　員　数	第１配備	第２配備	第３配備（全員）
健康班	健康増進課	34	6	15	34
福祉班	社会福祉課	39	6	26	39
	いきいき長寿課	19	6	12	19
	介護保険課	19	4	9	19
	計	77	16	47	77
こども班	こども課(各保育所含む)	103	8	54	103

市民班	市民課	28	8	13	28
	保険年金課	24	6	14	24
	計	52	14	27	52
支援班	市民活動支援課	8	3	6	8
	消費生活センター	2	1	2	2
環境班	クリーン推進課	15	5	8	15
	東部クリーンセンター	22	4	13	22
	南部クリーンセンター	22	7	16	22
	環境政策課	14	4	10	14
	計	73	20	47	73

産業観光部

班名	課名	職　員　数	第１配備	第２配備	第３配備（全員）
商工班	商工振興課	15	3	9	15
	観光交流課	7	1	4	7
	計	22	4	13	22
農務班	農務課	20	3	11	20
	農業委員会事務局	6	1	5	6
	計	26	4	16	26

建設・水道部

班名	課名	職　員　数	第１配備	第２配備	第３配備（全員）
建築班	都市計画課	12	10	12	12
	建築指導課	8	6	8	8
	市街地整備課	10	8	10	10
	山辺西部土地区画整理事務所	11	10	11	11
	建築住宅課	14	12	14	14
	計	55	46	55	55
土木班	交通政策課	10	9	10	10
	道路河川課	30	30	30	30
	土木作業事務所	21	21	21	21
	計	61	60	61	61
	庶務課	20	7	20	20

水道班	工務課	30	13	30	30
	下水道課	14	5	14	14
	水処理センター	6	4	6	6
	計	70	29	70	70

教育部

班名	課名	職　員　数	第１配備	第２配備	第３配備（全員）
学校班	教育総務課	6	2	4	6
	学校教育課(教育研究所含む)	17	5	12	17
	学校管理課	34	3	5	34
	計	57	10	21	57
社会班	生涯学習課	74	23	52	74
	学校管理課	15	7	15	15
	文化課	15	4	9	15
	市民スポーツ課	9	3	8	9
	足利学校事務所	6	3	6	6
	計	119	40	90	119

消防本部

班名	課名	職　員　数	第１配備	第２配備	第３配備（全員）
消防本部	総務課	16	16	16	16
	通信指令課	11	11	11	11
	予防課	10	10	10	10
	中央消防署	82	82	82	82
	河南消防署	57	57	57	57
	計	176	176	176	176

資料 61

＜震災応急 p7＞

応　援　要　請　書

足防災第　　号
平成　　年　　月　　日

（栃木県知事）
　○○市町村長　　様

足利市長　　印

応　援　要　請　書

災害対策基本法第67、68条の規定により、次のとおり応援を要請します。

応援を求める理由	
応援の概要	
応援期間	
その他	

資料 62.1

＜震災応急 p9＞

自衛隊災害派遣要請依頼書

年　　月　　日

県　知　事　あ　て

足　利　市　長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

１．災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

　　災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

　　派遣要請を依頼する事由

２．派遣を希望する期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．派遣を希望する区域及び活動内容

　　派遣を希望する区域

　　連絡場所及び連絡職員

　　活動内容（遭難者の捜索救助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

４．その他参考となるべき事項（作業用資材、宿泊施設の準備状況等）

資料 62.2

＜震災応急 p9＞

自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

年　　月　　日

県　知　事　あ　て

足　利　市　長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１．撤収要請依頼日時

年　　月　　日　　時

２．派遣要請依頼日時

年　　月　　日　　時

３．撤 収 作 業 場 所

４．撤 収 作 業 内 容

資料 63

＜震災応急 p13＞

情　報　伝　達　系　統　図

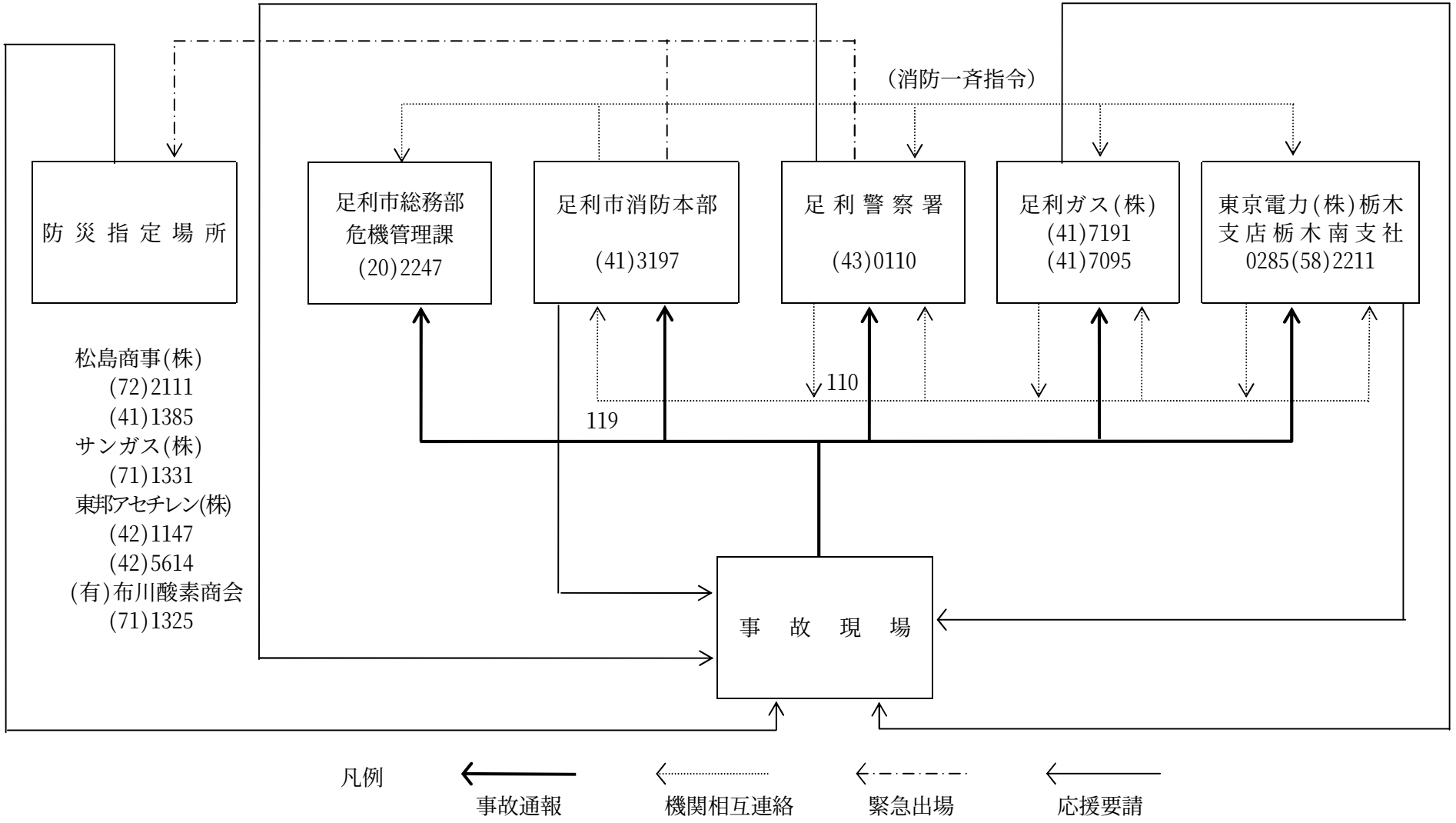

資料 64

＜震災応急 p13＞

災害通信利用系統図

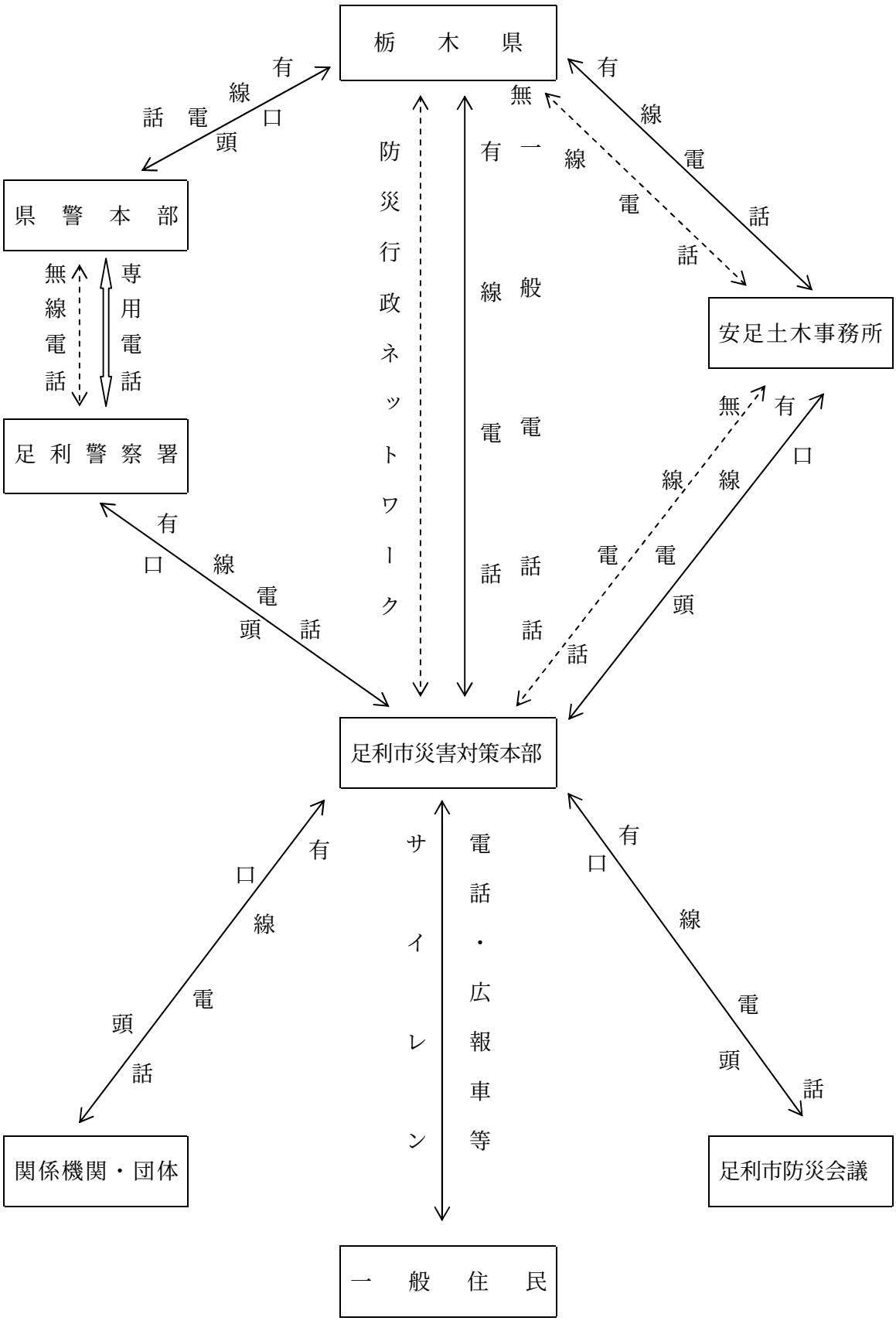

資料 65

＜震災応急 p13, 風水応急 p15＞

防災関係機関災害時連絡先一覧

機　関　名	所　在　地	電　話	備　考
栃木県（消防防災課経由）	宇都宮市塙田1-1-20	(028)623-2136	
足　利　市　議　会	本城三丁目2145	20-2204	
足利労働基準監督署	大正町864	41-1188	
関東農政局宇都宮地域センター	宇都宮市中央2－1－16	(028)633-3311	
渡良瀬川河川事務所	田中町661-3	73-5551	
宇都宮国道事務所小山出張所	小山市大字乙女1433-2	(0285)45-9770	
足　利　郵　便　局	元学町822-１	42-7653	
安足土木事務所	伊勢町四丁目19	41-2331	
安足健康福祉センター	真砂町1-1	41-5900	
足　利　警　察　署	千歳町94-7	43-0110	
足利赤十字病院	五十部町284-1	21-0121	
あしかがの森足利病院	大沼田町615	91-0611	
東日本電信電話㈱栃木支店	宇都宮市平出工業団地48-2	(028)662-4256	
東京電力㈱栃木南支社	小山市駅東通り2-23-25	(0285)35-5211	
足　利　ガ　ス　㈱	錦町27-1	41-7191	
(社)栃木県トラック協会	野田町1120-20	72-1768	
足　利　市　医　師　会	大正町863-5	41-3413	
足　利　薬　事　協　会	常見町622-5	44-2238	
足利市建設業協力会	朝倉町二丁目2-5	71-0044	
東日本旅客鉄道㈱足利駅	伊勢町118	41-2332	
東武鉄道㈱足利市駅	南町3694	71-1073	
下野新聞社足利総局	大橋町二丁目1821	40-1023	

通信施設一覧

（1）有線通信施設（専用）

施設の名称	所在地	電話	備考
足利警察署	千歳町94-7	(43) 0110	
JR足利駅	伊勢町118	(41) 2332	
東武足利市駅	南町3694	(71) 1073	

（2）無線通信施設

施設の名称	局種	呼出符合	電波型式	周波数（MHz）	所在地	電話番号
足利警察署	固基	あしかが	F3E	T152.83 R148.83	千歳町 94-7	(43)0110
	移	あしかが 1,31,32,55,56,61,63,64,91,101	〃	〃		
渡良瀬川河川事務所	固基	けんせつわたらせ	〃	153.19	田中町 661	(73)5551
	移	けんせつわたらせ 1～2,51～60	〃			
東京電力㈱足利営業ｾﾝﾀｰ	固基	とうでんあしかが	〃	153.97	相生町 386-6	(81)2252
	移	とうでんあしかが 1～16,31～35 51～57,201～209	〃			
足利市役所上下水道部消防本部河南消防署	固基	ぼうさいあしかがきかく，としけいかく，どうろかせん，かんきょうすいしん，のうむ，すいどう，つうしんしれい，そうむ	MCA	800 帯	本城三丁目 2145 大正町 863 堀込町 190-1	(20)2222
	移	ぼうさいあしかが 1～17,101～117, 201～204	MCA			
足利市消防本部 足利市中央消防署	固基	あしかがしょうぼう	F3E	150.45 150.73 152.77 148.75 154.15	堀込町 190-1	(71)9222
	移	あしかがしれい 1 あしかがささつ 1 あしかがこうほう1 あしかがちゅうおうかがく1 あしかがちゅうおうすいそう1 あしかがちゅうおう1～2 あしかがはしご2 あしかがちゅうおうこうほう1 あしかがちゅうおうしき1 あしかがさぎょう1 あしかがしきざい1	〃		大正町 863	(41)3197
足利市消防本部 足利市中央消防署	携	あしかが 101～103 あしかがよぼう 101～103 あしかがけいぼう 101,102 あしかがちゅうおう 101～104,201～205 あしかがちゅうおうきゅうきゅう 301,302 あしかがはしご 401 あしかがちゅうおう 601,701	〃	〃	大正町 863	(41)3197

施設の名称	局種	呼出符合	電波型式	周波数（MHz）	所在地	電話番号
足利市中央消防署東分署	移	あしかがひがしすいそう１ あしかがひがし１ あしかがひがしこうほう１	〃	〃	川崎町 1324	(91)0509
〃	携	あしかがひがし 101,201,202 あしかがひがしきゅうきゅう 301	〃	〃	〃	〃
足利市中央消防署西分署	移	あしかがにしかがく１ あしかがにし１ あしかがにしこうほう１	〃	〃	葉鹿町 648-1	(62)0119
〃	携	あしかがにし 101,201,202,701 あしかがにしきゅうきゅう 301	〃	〃	〃	〃
足利市河南消防署	移	あしかがかなんかがく１ あしかがかなん１ あしかがきゅうじょ１ あしかがかなんしき１ あしかがかなんこうほう１	〃	〃	堀込町 190-1	(71)9222
〃	携	あしかがつうしん 101 あしかがかなん 101～104,202,601 あしかがかなんきゅうきゅう 301 あしかがきゅうじょ 501 あしかがつうしん 701	〃	〃	〃	〃
足利市河南消防署南分署	移	あしかがみなみすいそう１ あしかがみなみ１ あしかがみなみこうほう１	〃	〃	上渋垂町 1233	71-2000
〃	携	あしかがみなみ 101,201,202 あしかがみなみきゅうきゅう 301	〃	〃	〃	〃
足利市消防本部	固基	あしかがしょうぼう	F3E	T 147.46 R 143.46	堀込町 190-1	(71)9222
足利市中央消防署	移	あしかがちゅうおうきゅうきゅう 1～2		T 143.46 R 147.46 150.45 150.73 152.77 148.75 154.15	大正町 863	(41)3197
足利市中央消防署東分署	移	あしかがひがしきゅうきゅう 1	〃	〃	川崎町 1324	(91)0509
足利市中央消防署西分署	移	あしかがにしきゅうきゅう 1	〃	〃	葉鹿町 648-1	(62)0119
足利市河南消防署	移	あしかがかなんきゅうきゅう 1	〃	〃	堀込町 190-1	(71)9222
足利市河南消防署南分署	移	あしかがみなみきゅうきゅう 1	〃	〃	上渋垂町 1233	71-2000
足利ガス㈱	固基	あしかががす	〃	147.60	錦町 27－1	(41)7191
〃	移	あしかががす 1～29,101～105	〃	〃	〃	〃

資料 67

＜震災応急 p17･88＞

被害の認定基準

被害区分		認定基準等
人的被害		
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		※　住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家の構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが､補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊･半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		認定基準等
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	※　医療法第１条第１項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分			認定基準等
その他	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊しているもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者		り災世帯の構成員とする。
	火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額			災害中間年報（※ただし現在休止中）及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	公共文教施設		公共の文教施設とする。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

栃木県火災・災害等即報要領

第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成６年４月２１日付消防災第１００号)」「災害報告取扱要領(昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号)」「救急事故等報告要領(平成６年１０月１７日付消防救第１５８号)」の定めるところによる。

３　報告手続

(1) 「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

(2) 「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

(3) 「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

(4) 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

(5) 市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア　火災即報・・・・・・第１号様式

火災を対象とする。(爆発を除く。)

イ　特定の事故即報・・・・・・第２号様式

特定の事故（危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故）を対象とする。

ウ　救急・救助事故等即報・・・・・・第３号様式

救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ　災害即報・・・・・・第４号様式（その１・その２）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2)　画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

(1)　「第２　即報基準」「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。

(2)　市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3)　県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4)　市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

(5)　市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。

(6)　(1)から(5)にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7)　消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」により行うものとする。

(8)　県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表１のとおりとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災即報

(1)　一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　建物火災

(ｱ)　特定防火対象物で死者の発生した火災

(ｲ)　高層建築物の１１階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ｳ)　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

(ｴ)　建物焼損延べ面積３,０００平方メートル以上と推定される火災

(ｵ)　損害額１億円以上と推定される火災

(ｶ)　公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ　林野火災

(ｱ)　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

(ｲ)　空中消火を要請又は実施したもの

(ｳ)　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの

(ｴ)　火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ　交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(ｱ)　航空機火災

(ｲ)　社会的影響度が高い船舶火災

(ｳ)　トンネル内車両火災

(ｴ)　列車火災

エ　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

（例示）施設等で多数の人が避難したもの

2　特定の事故即報

(1)　一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

(ｱ)　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ｲ)　負傷者が５名以上発生したもの

(ｳ)　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ｴ)　５００キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

(ｵ)　湖沼・河川への危険物流出事故

(ｶ)　高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ　原子力災害等

(ｱ)　放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ｲ)　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

3　救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　死者５人以上の救急事故

(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3)　要救助者が５人以上の救助事故

(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

4　武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記３と同様式を用いて報告すること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

5　災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

(2)　個別基準

ア　地震

地震が発生し、当該市町の区域内で震度４以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　風水害

(ｱ)　崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｳ)　台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｴ)　突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの

ウ　雪害

(ｱ)　雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの

エ 火山災害

(ｱ)　噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

(ｲ)　火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

第３　直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１　火災即報

(1)　交通機関の火災

第２の１(2)ウに同じ。

(2)　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

２　特定の事故即報

(1)　危険物等に係る事故

ア　第２の２(2)ア(ｱ)(ｲ)に同じ

イ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ)　湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ)　５００キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等

エ　市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災

(2)　原子力災害等

第２の２(2)イに同じ。

(3)　爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

３　救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1)　列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2)　バスの転落等による救急・救助事故

(3)　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4)　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急･救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

４　武力攻撃災害

第２の４(1)(2)に同じ。

５　災害即報

(1)　地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2)　第２の５の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号・第２号・第３号・第４号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災即報＞

１　第１号様式（火災）

(1)　火災種別

火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2)　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防

機関による応援活動状況も記入すること。

(3)　救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(5)　その他参考事項

次の火災の場合は「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

(ｱ)　死者が生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ｱ)において同じ。）の概要

ａ　建物等の用途、構造及び環境

ｂ　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・予防査察の経過

(ｲ)　火災の状況

ａ　発見及び通報状況

ｂ　避難状況

イ　建物火災で個別基準の(ｵ)又は(ｶ)に該当する火災

(ｱ)　発見及び通報状況

(ｲ)　延焼拡大の理由

ａ消防事情　ｂ都市構成　ｃ気象条件　ｄその他

(ｳ)　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ｴ)　り災者の避難保護状況

(ｵ)　市町及び消防本部の応急対策状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ｱ)　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(ｲ)　林野植生

(ｳ)　自衛隊派遣要請、出動状況

(ｴ)　空中消火実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ　交通機関の火災

(ｱ)　車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ)　焼損状況、焼損程度

＜特定の事故即報＞

２　第２号様式（特定の事故）

(1)　事故名（表頭）及び事故種別

特定事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2)　事業所名

「事業所名」は「○○㈱○○工場」のように事業所の名称すべてを記入すること。

(3)　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4)　物質区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中該当する記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和２３年法律第１８６号）で定める危険物の場合は、危険物の類別及び品名も記入すること。

(5)　施設の区分

欄中該当する記号を○で囲むこと。

(6)　施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入する

こと。なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分（製造所等の別）も記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、市町の応急対策状況を記入すること。また、他消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動状況も記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3 第３号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動状況も記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況
・自衛隊派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第４号様式

(1) 第４様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ)　発生場所・日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ)　災害種別概況

ａ　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

ｂ　地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

ｃ　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

ｄ　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

ｅ　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。

ウ　応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入するとともに、市町（消防機関含む。）が講じた応急対策も記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

（例示）・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況
・避難所設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
・自衛隊派遣要請、出動状況

(2)　第４様式－その２（被害状況即報）

ア　各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数・供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

ウ　災害救助法適用市町名

市町ごとに適用日時を記入すること。

エ　備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ｱ)　災害発生場所

被害の生じた市町又は地域名

(ｲ)　災害発生日時

被害の生じた日時又は期間

(ｳ)　災害の種類、概況

台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等

(ｴ)　応急対策の状況

市町（消防機関含む。）が講じた応急対策を記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

（例示）・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況
・避難勧告、指示の状況

・避難所設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
・自衛隊派遣要請、出動状況
・災害ボランティア活動状況

附　則

この要領は、平成　２年　５月１５日から施行する。
この要領は、平成　７年　１月１７日から施行する。
この要領は、平成　８年　５月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年　２月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年１２月　１日から施行する。
この要領は、平成１５年　６月２７日から施行する。
この要領は、平成１５年１０月１５日から施行する。
この要領は、平成１６年　３月　１日から施行する。
この要領は、平成１６年１１月　１日から施行する。
この要領は、平成１８年　３月２０日から施行する。
この要領は、平成１９年　３月３１日から施行する。
この要領は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　５月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　９月　９日から施行する。
この要領は、平成２１年　３月２３日から施行する。
この要領は、平成２２年　３月２９日から施行する。
この要領は、平成２４年　３月３０日から施行する。
この要領は、平成２４年　５月３１日から施行する。

別表１　連絡先

県	終日	県民生活部消防防災課	防災行政ネットワーク	電話	５００－２１３６
				ＦＡＸ	５００－２１４６
			ＮＴＴ回線	電話	０２８－６２３－２１３６
				ＦＡＸ	０２８－６２３－２１４６
消防庁	勤務時間内（平日９時３０分～１８時１５分）	応急対策室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７５２７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３
	勤務時間外	宿直室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７７７７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５５３
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６

第１号様式（火災）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146/		
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	（℡　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

※　爆発を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所		栃木県防災情報マップ	6-　，　- (英字)(数字)
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数　全　焼　棟 半　焼　棟 部分焼　棟 ぼ　や　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消 防 団　台　人 そ の 他　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

資料 68

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 （NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136）		市町 (消防本部名)	
事故名 ｛1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 （　月　日　時　分現在）		報告者名	（℡　　）

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他（　　）	物　質　名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		事業所 共同防災組織	人	
		事業所 その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	自衛隊	人	
		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故等）　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 （NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136）		市町 (消防本部名)	
		報告者名	（TEL　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の(　　)書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	（TEL　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住　家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									

《消防防災課確認事項》

1　死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2　住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3　非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4　住民の避難の状況について確認する。（避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。）
5　道路、崖くずれの状況について確認する。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県県民生活部消防防災課　（NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136） ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名（消防本部名）		区分			被害	区分		被害	備考
報告者名	（TEL　）	その他	田	流出・埋没 ha		公立文教施設 千円			災害発生場所
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）			冠水 ha		農林水産業施設 千円			
			畑	流出・埋没 ha		公共土木施設 千円			災害発生年月日
				冠水 ha		その他の公共施設 千円			災害の種類概況
			文教施設 箇所			小計 千円			
			病院 箇所			公共施設被害市町数 団体			
			道路 箇所			その他 農産被害 千円			応急対策の状況
			橋りょう 箇所			林産被害 千円			
			河川 箇所			畜産被害 千円			１１９番通報件数
			砂防 箇所			水産被害 千円			
			清掃施設 箇所			商工被害 千円			・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
			崖くずれ 箇所			その他 千円			
			鉄道不通 箇所			被害総額 千円			
			被害船舶 隻			災害対策本部等の設置状況			・避難の勧告・指示の状況
			水道 戸						
			電話 回線						・避難所の設置状況
			電気 戸						
			ガス 戸			設置	月　日　時　分		
			ブロック塀等 箇所			解散	月　日　時　分		・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
						災害救助法適用状況			
									・自衛隊の派遣要請、出動状況
									・災害ボランティアの活動状況
			り災世帯数※2 世帯						
			り災者数※2 人						その他
			火災発生※3 建物 件						
			危険物 件			消防職員出動延人数 人			
			その他 件			消防団員出動延人数 人			

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家※1	公共建物	棟	
	その他	棟	

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
◎１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

即報基準一覧

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

＜震災応急 p20, 風水応急 p11＞

連絡先

県	(終日⇒消防防災課)	防災行政 NW	500-2136 500-2146(FAX)	消防庁	(勤務時間内⇒応急対策室)	NTT 回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)
						地域衛星 NW	発信特番-048-500-90－49013 発信特番-048-500-90－49033(FAX)
		NTT 回線	028-623-2136 028-623-2146(FAX)		(勤務時間外⇒宿直室)	NTT 回線	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
						地域衛星 NW	発信特番-048-500-90－49102 発信特番-048-500-90－49036(FAX)

報告すべき火災・災害等を覚知したとき**直ちに第 1 報を報告**(**判断に迷う場合は報告**)　⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。
以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

即　報
※第 1 報については報告した旨電話連絡(県から要求した場合を除く)

直接即報基準（囲みの項目）にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけではなく、消防庁に対しても直接第 1 報報告。
（要請があった時は以降も引き続き報告）

第 1 号様式使用

1 火災発生（おそれ含む）

① 一般基準
- ☐ 死者 3 人以上発生
- ☐ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生

② 個別基準

A 建物火災
- ☐ 特定防火対象物で死者発生
  - 例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
- ☐ホテル、病院、映画館、百貨店での火災
- ☐ 11 階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
- ☐ 国指定重要文化財又は特定違反対象物
- ☐ 建物焼損延べ面積 3,000 ㎡以上（推定）
- ☐ 損害額 1 億円以上（推定）
- ☐ 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

B 林野火災
- ☐ 焼損面積 10ha 以上（推定）
- ☐ 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）又は実施
- ☐ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高
- ☐ 送電線・配電線が近距離

C 交通機関の火災
- ☐ 航空機
- ☐ 社会的影響度が高い船舶
- ☐ トンネル内の車両
- ☐ 列車

D その他
- ☐ 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるもの
（例：消火活動を著しく妨げる毒性ｶﾞｽの放出を伴う火災）

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（含武力攻撃・緊急対処事態発展可能性有）

第 2 号様式使用

2 特定の事故発生（おそれ含む）

① 一般基準
- ☐ 死者 3 人以上発生
- ☐ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生

② 個別基準

A 危険物等（危険物･高圧ガス･可燃性ガス･毒物･劇物･火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故
- ☐ 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生
- ☐ 負傷者 5 名以上発生
- ☐ 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
- ☐ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響有
- ☐ 500kl 以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
- ☐ 湖沼、河川への流出
- ☐ 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
  - ∇ 湖沼･河川へ流出し、防除･回収等が必要
  - ∇ 500kl 以上のタンクからの漏洩等
- ☐ 市街地又は高速道路上等におけるﾀﾝｸﾛｰﾘｰの事故で次に該当
  - ∇ 火災
  - ∇ 漏洩
  - ∇ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要

B 原子力災害等
- ☐ 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
- ☐ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

C その他特定の事故
- ☐ 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（不特定対数者出入建物での爆発異臭等）

第 3 号様式使用

3 救急・救助事故発生（おそれ含む）
- ☐ 死者 5 人以上の救急事故
- ☐ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急事故
- ☐ 要救助者 5 人以上の救助事故
- ☐ 覚知から救助完了までの所用時間 5 時間以上の救助事故
- ☐ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

例 ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

- ☐ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの
  - ∇ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
  - ∇ バスの転落等による救急・救助事故
  - ∇ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - ∇ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急･救助事故
  - ∇ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
- ☐ 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
- ☐ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態

第 4 号様式使用

4 災害発生（おそれ含む）

① 一般基準
- ☐ 災害救助法の適用基準に合致
- ☐ 市町村が災害対策本部設置
- ☐ ２市町村以上にまたがるもので１の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生
  （例：台風・豪雨・豪雪）

② 個別基準

A 地震
- ☐ 当該市町村の区域内で震度 4 以上(震度 5 強以上)を記録した地震（被害の有無を問わず）

B 風水害
- ☐ 崖崩れ、地すべり、土石流等による※人的･住家被害
- ☐ 河川の溢水、堤防の決壊等による※人的・住家被害
- ☐ 台風・豪雨による※人的・住家被害
- ☐ 突風、竜巻等による※人的・住家被害
- ☐死者又は行方不明者の発生

C 雪害
- ☐ 雪崩等による※人的・住家被害
- ☐ 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生

D 火山災害
- ☐ 噴火警報（火口周辺）発表後、入山規制又は通行規制等実施
- ☐ 火山の噴火による※人的・住家被害
- ☐死者又は行方不明者の発生

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明　　住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

災害時における放送要請に関する協定

（１）日本放送協会宇都宮放送局

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が日本放送協会宇都宮放送局（以下「ＮＨＫ」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第２条　栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により発信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにＮＨＫに対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第３条　栃木県知事はＮＨＫに対し別紙様式により要請するものとする。

（放送の実施）

第４条　ＮＨＫは、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びＮＨＫ放送部長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びＮＨＫが協議して定めるものとする。

第７条　この協定は、昭和54年９月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

栃木県知事

日本放送協会宇都宮放送局

局長

様　式

放　送　申　込　書

放送要請の理由	
放　送　事　項	
希望する放送日時	
その他必要な事項	

年　月　日

日本放送協会

宇都宮放送局放送部長　殿

栃木県総務部消防防災課長名　　印

（２）㈱栃木放送

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社栃木放送（以下「栃木放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第２条　栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに栃木放送に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第３条　栃木県知事は栃木放送に対し別紙様式により要請するものとする。

（放送の実施）

第４条　栃木放送は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及び栃木放送業務局長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及び栃木放送が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は昭和54年９月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

栃木県知事

株式会社栃木放送
代表取締役

様　式

放　送　申　込　書

放送要請の理由	
放　送　事　項	
希望する放送日時	
その他必要な事項	

年　月　日

株式会社　栃木放送業務局長　殿

栃木県総務部消防防災課長名　　印

（３）㈱エフエム栃木

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社エフエム栃木（以下「エフエム栃木」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第２条　栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにエフエム栃木に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第３条　栃木県知事はエフエム栃木に対し別紙様式により要請するものとする。

（放送の実施）

第４条　エフエム栃木は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びエフエム栃木編成部長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びエフエム栃木が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は平成６年４月１日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

宇都宮市塙田１－１－20
栃 木 県 知 事　　渡　辺　文　雄

宇都宮市一条３－１－19
株式会社　エフエム栃木
代表取締役社長　　加　藤　昌　平

様　式

放　送　申　込　書

放送要請の理由	
放　送　事　項	
希望する放送日時	
その他必要な事項	

年　　月　　日

株式会社　エフエム栃木編成部長　様

栃木県総務部消防防災課長名　　印

資料 71

＜震災応急 p18＞

り　災　証　明　書

住　　所	
氏　　名	
生年月日	
り災場所	
り災程度	

上記の者は、平成　　年　　月　　日の　　によるり災者であることを証明します。

平成　　年　　月　　日

足利市長　大豆生田　実

<震災応急 p21>

資料 72.1

［例文１］　地震時における放送文（震度４程度の場合）

発生後３回くりかえす

● こちらは、足利市役所です。
ただ今、地震がありました。
皆さん落ち着いて、まず火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
もう一度、火の元を確かめてください。

資料72.2

［例文２］　地震時における放送文（震度５弱程度の場合）

発生後３回くりかえす

● こちらは、足利市役所です。
ただ今、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

資料72.3

［例文３］　地震時における放送文（震度５強程度の場合）

発生後３回くりかえす

● こちらは、足利市役所です。
ただ今、大変大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り火の元を始末してください。
あわてて外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
今後のテレビやラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。
もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。

［例文４］　地震時における放送文（震度６弱程度以上の場合）

その１（地震発生から10分くらいまで）

● こちらは、足利市役所です。
ただ今大変大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチも切ってください。
ふろ場に火の気はありませんか。
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、足利市役所です。

● こちらは、足利市役所です。
足利市域の地震はおさまりました。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。
屋内にいる人は、あわてて外へ飛び出さないでください。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめてください。そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、まわりに何もないところにとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけてください。
ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、足利市役所です。

● こちらは、足利市役所です。
足利市域の地震はおさまりました。
車に乗っている方は、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、とりあえず様子を見てください。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、足利市役所です。

その２（地震発生後10分～２時間くらい）

●　こちらは、足利市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いていますが、余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。
自宅にいる人はそのまま中にいてください。
建物のまわり、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いてください。
たれさがった電線には絶対にふれないでください。
　以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
足利市域の地震はおさまりました。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番こわいのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。
また地震で受話器がはずれたままになってませんか。もう一度確かめてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震がまだ続いていますが、余震は本震ほど強くありません。
もうおそれる必要はありません。
自宅にいる人はそのまま中にいてください。
水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。
トイレの水は流さないでください。
タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、足利市役所です。

その３（地震発生後２時間から６時間くらい）

●　こちらは、足利市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いていますが、余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。
家族全員にケガがないかどうか確かめてください。
小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
たとえ大丈夫に見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。
　以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震がまだ続いています。
余震は本震ほど強くありませんが、危険はゼロではありません。余震に気をつけてください。
近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。
お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
身のまわりが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
まず火の元を消すように。
ガスの元栓をしめるようにしてあげてください。
電気器具のスイッチも切ってあげてください。
　以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
足利市域の地震はおさまりました。
足利市の地震は「震度〇」と発表されました。
あなたが、しばらくの間、してはならないことのまとめは以下のとおりです。
〇　電話はつかわない。
〇　水はむだにしない。
〇　見物にでかけない。
〇　必要もないのに表に出ない。
〇　照明スイッチをつけたり消したりしない。
〇　マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
〇　タバコはしばらく、がまんしてください。

くりかえして、お知らせします。(……)
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
　以上、足利市役所です。

<震災応急 p21>

資料72.5

［例文５］　被害の状況

発生後６時間以降

●　こちらは、足利市役所です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は○人です。そのうちわけは、○○地区で○人、△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は○棟です。そのうちわけは、○○地区で○棟、△△地区で△棟です。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちとともに準備してください。
復旧には何日もかかることが予想されます。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。(……)
以上、足利市役所です。

資料72.6

［例文６］　火災発生の状況

状況把握後直ぐに

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
○○町付近で火災が発生しています。
○○町のおよそ△分の○が焼失し、現在も延焼中です。
以上、足利市役所です。

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
現在○○地区の火災は、△△方向へ燃え拡がっています。
△△地区及び△地区にいる人は、直ちに○○方面へ避難してください。
ラジオを持っている方はラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。(……)
以上、足利市役所です。

<震災応急 p21>

資料72.7

［例文７］　安心情報

安　心　情　報

●　こちらは、足利市役所です。
これまでにわかった情報をお知らせします。
○○地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
△△小学校は、生徒・職員全員の無事が確認されました。
○○株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
△△食品は、大きな被害もなく、現在応急食料供給のための食品の製造に全力をあげています。
これからの放送で給食のための必要事項をお知らせします。
またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。（……）
　以上、足利市役所です。

資料72.8

［例文８］　交通の状況

交　通　情　報

●　こちらは、足利市役所です。
これまでにわかった交通情報をお知らせします。
ＪＲ、東武鉄道、すべて運転を停止しています。
現在路線などの点検を実施しています。運転再開までには、しばらく時間がかかるかもしれません。
これからの放送でひきつづき交通情報をお知らせします。
またラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。（……）
　以上、足利市役所です。

●　こちらは、足利市役所です。
これまでにわかった道路交通情報をお知らせします。
現在市内のすべての道路（又は○○通り）は、（○○のため）一般車両の通行が禁止されています。自動車の使用はしばらくやめてください。
現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報及び現場の警察官の指示にしたがってください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせします。（……）
　以上、足利市役所です。

<震災応急 p21>

資料72.9

［例文９］　気象情報の伝達文（大雨洪水警報）

大雨洪水警報が発令された場合

●　こちらは、足利市役所です。
さきほど「大雨洪水警報」が発令されました。
これから宵のうちにかけて所々で強い雨が降り、所によっては、１時間40㎜をこえる強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や、低い土地での浸水が発生するおそれがあります。厳重に警戒してください。
ふろ場の水、洗濯の水は捨てないように御協力してください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報にも気をつけてください。
くりかえし、お知らせします。（……）
　以上、足利市役所です。

資料72.10

［例文10］　避難準備の周知

状況把握後直ぐに

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
現在、○○町付近は、○○のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
いつでも避難できるように準備してください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
　以上、足利市役所です。

●　緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
避難の用意をしてください。
○○地区の火災は、△△方向へ燃え拡がっています。
飛び火に注意してください。
お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
くりかえし、お知らせします。（……）
　以上、足利市役所です。

資料 72.11

＜震災応急 p21＞

［例文11］　避難の指示、誘導

状況把握後直ぐに

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
○町、○○町に対して、避難勧告（指示）が出されました。
○○のため危険な状態になりつつありますので、家族揃って早く避難してください。
避難先は△△小学校です。火の元を消して早く避難してください。
くりかえし、お知らせします。（……）
以上、足利市役所です。

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
現在○○付近で水路から水があふれ、床上浸水の被害がでつつあります。
大切なものは高い所にあげて、直ちに避難を開始してください。
付近の消防団員は安全な誘導に注意してください。
また近所の人は、お互いに助け合って避難してください。
○○町の方は避難先は△△小学校です。
火の元を消して早く避難してください。
くりかえし、お知らせします。（……）
以上、足利市役所です。

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、足利市役所です。
ただいま○○町一帯に避難勧告が出されました。
風向きが悪いため、○○付近も危険です。
急いで△△に避難してください。
警察官や消防団員の指示にしたがって、安全に避難してください。
くりかえし、お知らせします。（……）
以上、足利市役所です。

<震災応急 p21>

資料72.12

［例文12］　救護対策の周知

状況把握後２時間ごとに

● こちらは、足利市役所です。
負傷者の臨時救護所が○○、△△、……に設置されました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、○○、△△、……救護所へ連れて行ってください。
くりかえし、お知らせします。（……）
以上、足利市役所です。

資料72.13

［例文13］　り災者の避難収容場所の周知

状況把握後適宜

● こちらは、足利市役所です。
避難所の設置場所について、お知らせします。
り災者の避難所が、○○、△△、……に設置されました。
お困りの方は、直接避難所へおいでください。
くりかえし、お知らせします。（……）
以上、足利市役所です。

<震災応急 p21>

資料72.14

［例文14］　防疫・保健衛生に関する周知

状況把握後適宜

● こちらは、足利市役所です。
被災された地区の方にお知らせします。
飲み水は、安全のため、ハンカチなどの布でこしてください。
また５分間沸騰させ消毒してください。
また食中毒にならないよう、必ず火を通したものか、食中毒にならないようなものを食べるようにしてください。
熱が出たり、下痢等身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。
食中毒症状の時は、安足健康福祉センターに連絡してください。
くりかえし、お知らせします。(……)
以上、足利市役所です。

資料72.15

［例文15］　外国人への広報

This is Ashikaga City Headquarters for Disaster Countermeasures.

Please be careful of.

Gossip can lead to false rumors.

Please listen closely to radio and television news reports as well as to this

broadcast for correct information.

資料 73

＜震災応急 p25＞

報道関係機関一覧

名　　称	所 在 地	電　　話	備　考
朝日新聞社足利通信局	有楽町845－25	44－0131	
下野新聞社足利総局	大橋町２丁目1821	40－1023	
東京新聞足利支局	本城３丁目2008-301	21－3136	
毎日新聞社足利通信部	大町11－10	41－2275	
読売新聞社足利通信部	相生町384－34	41－2969	
ＮＨＫ両毛報道室	八幡町３丁目3-16-405	71－7183	
両毛新聞社	巴町2543	21－1366	
織姫新聞社	本城３丁目2023	21－8843	
ＡＮタイムズ社	福居町1059	71－3666	
栃木放送本社	宇都宮市本町12-11	028－622－1111	
日刊工業新聞社栃木支局	宇都宮市本町7-2 ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ3F	028－622－0307	
東京放送報道局宇都宮駐在	宇都宮市西３丁目5-1	028－634－5338	
株式会社エフエム栃木	宇都宮市一条3-1-19	028－638－7640	
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和２丁目2-2	028－623－0031	
わたらせテレビ株式会社	有楽町835	42-8111	

＜震災応急p27＞

消　防　組　織　系　統

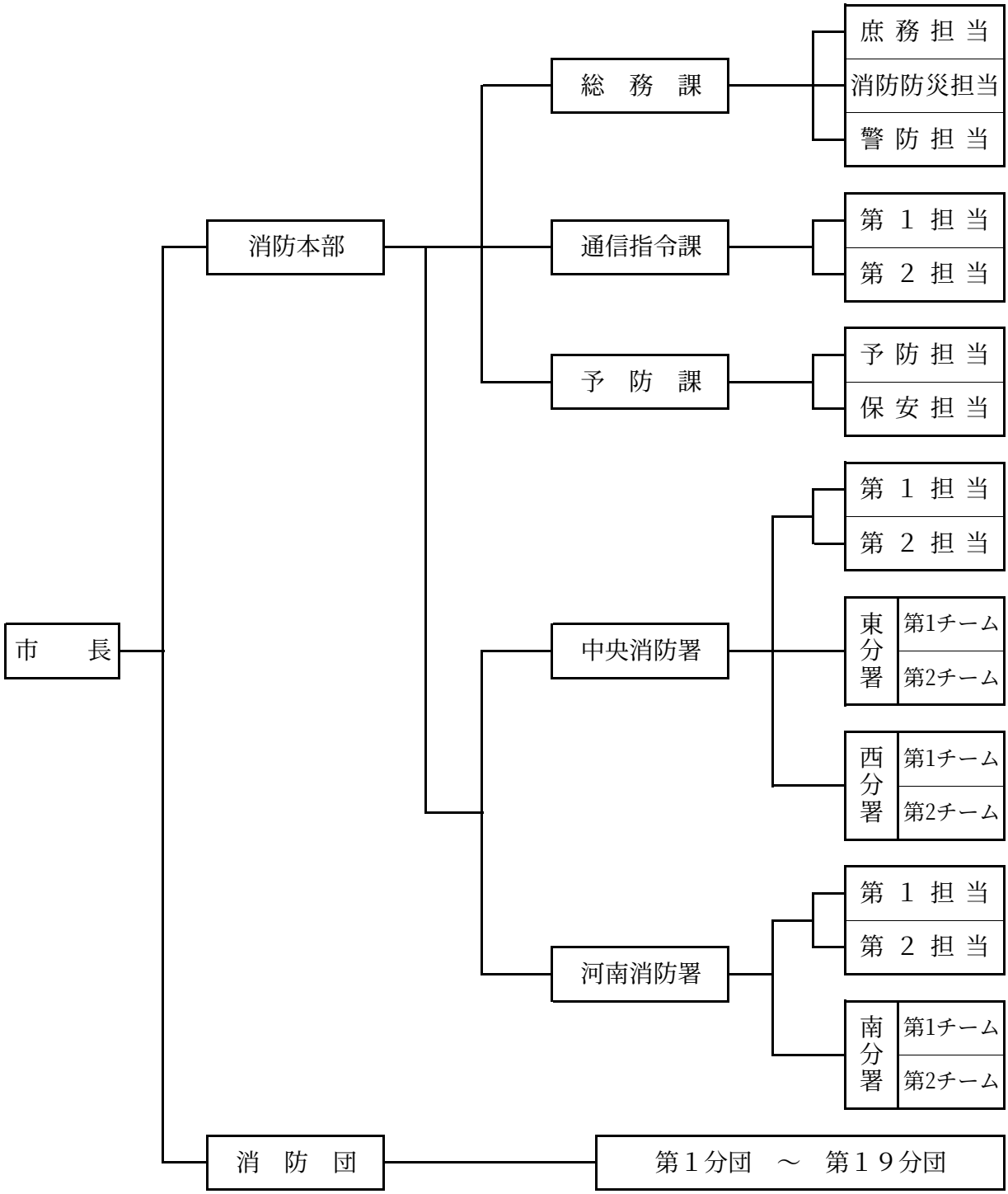

資料75

＜震災応急p29＞

救助用等資器材

種	類	計	中央消防署	東分署	西分署	河南消防署	南分署
救助器具	簡易画像探索機	3	1			2	
	地中音響探知機	1				1	
	熱画像直視装置	1				1	
	夜間用暗視装置	2	1			1	
	空気式救助マット	2	1			1	
	救命索発射銃	3	1			2	
	サバイバースリング	3	2			1	
	油圧ジャッキ	2				2	
	可搬ウインチ	4	2			1	1
	マンホール救助器具	2				2	
	エンジンカッター	6	1	1	1	2	1
	ガス溶断機	2				2	
	チェーンソー	1				1	
	マット型空気ジャッキ	4	1			3	
	大型油圧スプレッダー	2	1			1	
	エアーツール	1				1	
	大型油圧切断機	2	1			1	
	削岩機	1				1	
	送排風機	1				1	
	緩降機	3	1			2	
	ロープ登降機	4				4	
	救命ゴムボート	7	2	1	1	2	1
	アルミボート	2	2				
	船外機	2	1			1	
	水中スクーター	1				1	
測定器	可燃性有害ガス測定器	3	1			2	
	放射線測定器	7	2	1		3	1
	ポケット線量計	18	13			5	
隊員保護具	空気呼吸器	58	19	8	8	17	6
	酸素呼吸器	5	2			3	
	耐熱服	2				2	
	耐電衣	8	5			3	
	化学防護服	18	8			10	
	放射線防護服	2				2	
	陽圧式化学防護服	5				5	
	防毒マスク	19	5	3	3	5	3
救急器具	耐震式血圧計	6	2	1	1	1	1
	血中酸素飽和度測定器	6	2	1	1	1	1
	患者監視モニター	6	2	1	1	1	1
	携帯型救急モニター	1	1				
	心電図伝送装置	0	0	0		0	0
	手動式人工呼吸器(成人用)	6	2	1	1	1	1
	手動式人工呼吸器(小児・新生児用)	6	2	1	1	1	1
	自動式人工呼吸器	6	2	1	1	1	1
	車載型自動式人工呼吸器	6	2	1	1	1	1
	喉頭鏡セット	6	2	1	1	1	1
	気管内挿管セット	6	2	1	1	1	1
	電動吸引器	6	2	1	1	1	1

資料75

種	類	計	中央消防署	東分署	西分署	河南消防署	南分署
救急器具	全脊柱固定具（バックボード）	6	2	1	1	1	1
	スクープストレッチャー	6	2	1	1	1	1
	脊柱固定具（スピードボード）	6	2	1	1	1	1
	階段避難車（イーバックチェア）	4	1	1	1		1
	自動体外式除細動器	12	4	2	2	2	2
	自動式心マッサージ器	4		1	1	1	1
	輸液ポンプ	6	2	1	1	1	1
	ショックパンツ	6	2	1	1	1	1
	陰圧式患部固定具	6	2	1	1	1	1
	車載用ファクシミリ	6	2	1	1	1	1
その他	化学消火剤（ﾘｯﾄﾙ）	2,240	1,240	200	300	300	200
	オイルフェンス(吸着マット)10M	17	2	3	2	4	6
	そ生法訓練用人形	14	7	1	1	4	1
	除染シャワー	1	1				
	中和剤散布器	2				2	

<震災応急p34，風水応急p13>

環境放射能に係る情報連絡体制

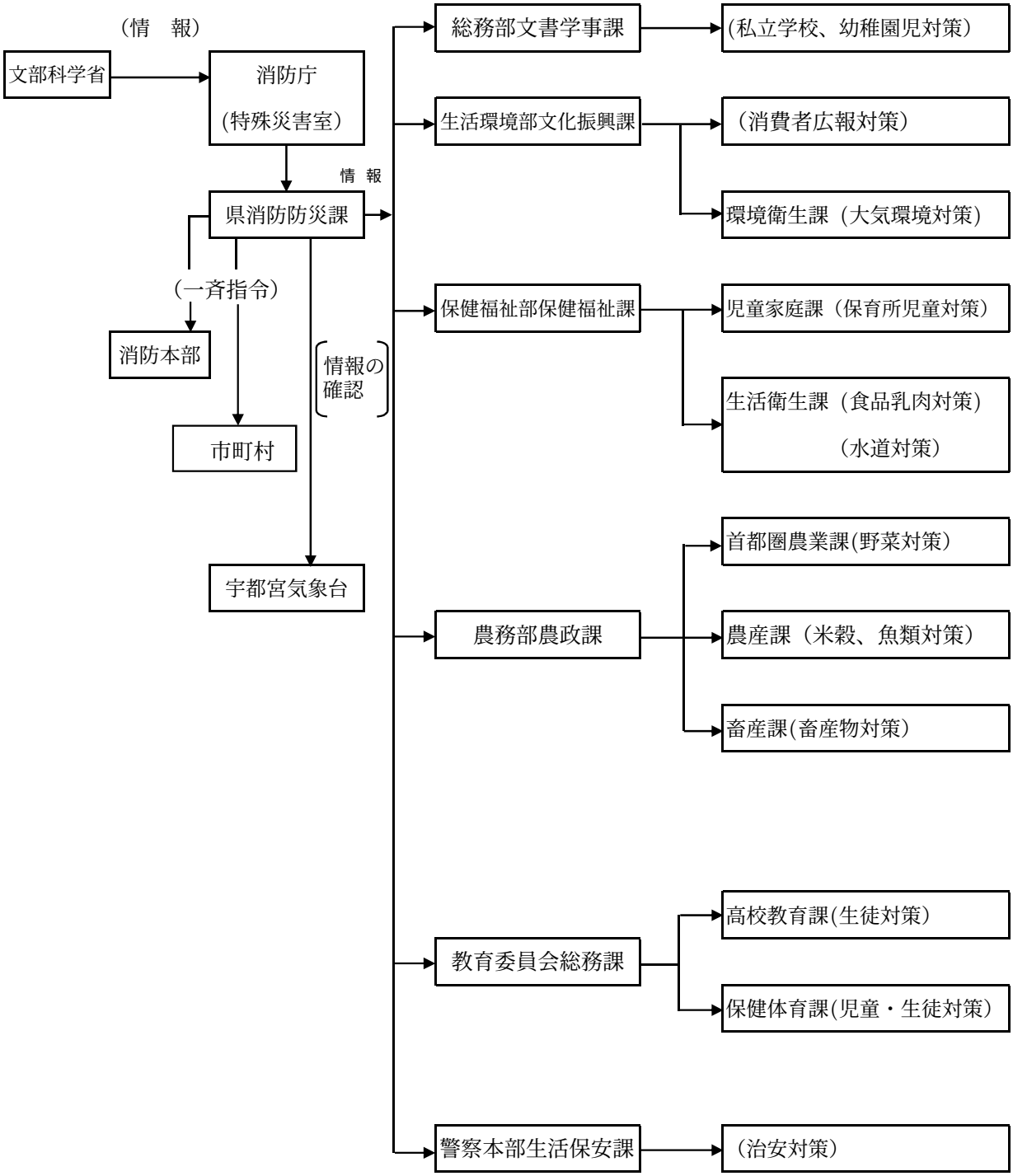

資料 77

＜震災応急 p43･44＞

避 難 所 収 容 台 帳

責任者 認　印	月　　日	収容人員	物品使用状況		記　　事	備　考
			品　名	数　量		

注　1　収容人員は、その日の最高人員を記入すること。
　　2　記事欄には、人員の出入状況その他を記入すること。
　　3　物品使用状況欄には、食糧品、義援品を除いたものを記入すること。

資料 78

＜震災応急 p43･44＞

避難者カード

No.　／

避 難 施 設 名		担 当 職 員 名	

住所：　　市					地区名	
氏　　名	続柄	性別	年齢	入所日	事務所記入欄（退所日等）	
計	男 ・ 女 ・ 計 名　名　名					

資料 79

＜震災応急 p43･44＞

避難者名簿

（市民用）

避難施設名		担当職員名	

	入所 年月日	氏名 生年月日	現住所	男 女 別	世帯主 との 続柄	職業 在学校 学年	摘要
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

資料 80

＜震災応急 p43･44＞

避難施設日誌

No.　／

避難施設名		担当職員名	

記録日	事　　項	措置の概要	扱　者

資料 81

＜震災応急 p45＞

避難者名簿（避難所入所記録簿市外民用）

（市外民用）

避難施設名		担当職員名	

	入所 年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男 女 別	世帯主 との 続柄	職業 及び 勤務先	摘要
1							1.行商 2.旅行 3.社用出張 4.その他
2							1.行商 2.旅行 3.社用出張 4.その他
3							1.行商 2.旅行 3.社用出張 4.その他
4							1.行商 2.旅行 3.社用出張 4.その他
5							1.行商 2.旅行 3.社用出張 4.その他
6							1.行商 2.旅行 3.社用出張 4.その他
7							1.行商 2.旅行 3.社用出張 4.その他
20							1.行商 2.旅行 3.社用出張 4.その他

資料 82

＜震災応急 p49＞

医師会班編成

（平成25年4月１日現在）

第　１　班

番号	病　院　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
1	落　合　医　院	足利市今福町66	21-1328	内、循、小
2	平沢内科医院	〃　緑町１－5―2	21-3567	内、胃、循、呼、消
3	鈴　木　病　院	〃　栄町１－3412	21-2854	内、胃、外、整外、形外、美外、皮、リハ、放、麻
4	谷　医　院	〃　通５－3206	21-1702	内、呼、耳
5	深井眼科医院	〃　通４－2796	21-2811	眼
6	小倉耳鼻咽喉科医院	〃　通４－2582	21-2600	耳

第　２　班

番号	病　院　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
1	中ばし皮膚科医院	足利市通２－2748	21-4883	皮
2	中山内科医院	〃　通２－2739	21-6495	内
3	池　田　医　院	〃　井草町2408	21-4518	内、産婦

第　３　班

番号	病　院　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
1	亀山産婦人科医院	足利市大門通り2374-1	43-0333	産婦
2	中　谷　医　院	〃　通２－2646-1	41-3591	内、神内、消内、循内、心内
3	昌平町こどもクリニック	〃　昌平町2368	40-1225	小

第　４　班

番号	病　院　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
1	浅　岡　医　院	〃　相生町387	41-8188	産婦
2	柏　瀬　眼　科	〃　相生町386-1	41-6447	眼
3	三　瓶　医　院	〃　大町11－12	41-0066	内、皮
4	足利診療所	〃　大町12－１	41-3698	内、小、肛
5	佐　藤　医　院	〃　大町９－12	41-3910	内、小、性

第　5　班

番号	病　院　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
1	小　沢　医　院	足利市永楽町３－１	41-4102	整外、内、産婦
2	足利腎クリニック	〃　伊勢南町９－５	43-1760	内
3	横山皮膚科医院	〃　伊勢町３－８－14	41-3913	皮
4	あお山クリニック 耳鼻咽喉科	〃　伊勢町３－９－９	41-1722	耳
5	落合産婦人科医院	〃　伊勢町３－12－21	41-3416	産婦
6	中静眼科医院	〃　伊勢町２－１－２	41-2566	眼
7	長　崎　病　院	〃　伊勢町１－４－７	41-2230	内、消、胃、外、整外、泌、肛、リハ
8	あなはらクリニック	〃　伊勢町２－13－５	41-6965	内、小、耳

第　6　班

番号	病　院　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
1	冨田内科医院	足利市錦町45－１	41-5405	内、小
2	栃木産科婦人科医院	〃　錦町14	41-3378	産、婦、小
3	みどり眼科クリニック	〃　千歳町30－８	43-2340	眼
4	柴田クリニック	〃　千歳町67－７	43-2330	内、皮、小
5	わたなべ整形外科	〃　寿町９－28	43-2772	整外、リハ、麻、リ、内、他
6	たかはし医院	〃　助戸１－74－１	43-1051	内、外、婦
7	足利第一病院	〃　大月町1031	44-1212	内、外、整外、皮、泌
8	小平小児科クリニック	〃　助戸１－710	44-1411	小
9	小平内科クリニック	〃　助戸１－710	44-2223	内
10	大岡胃腸内科	〃　花園町４－２	41-1177	内、消、胃、循、小

第　7　班

番号	病　院　名	所　在　地	電話番号	診　療　科　目
1	宮原整形外科医院	〃　毛野新町１－９	42-0684	整外、リハ、内、外、放
2	あしかがの森足利病院	〃　大沼田町615	91-0611	内、小、外、整外、放、リハ、皮、歯、他
3	皆　川　病　院	〃　多田木町1168－１	91-2188	内、消内、外、消外、整外、皮、泌、肛、乳、他
4	すながクリニック	〃　八椚町494-1	44-7211	内、小、リハ、胃、肛

資料 82

第 8 班

番号	病院名	所在地	電話番号	診療科目
1	深澤医院	足利市借宿町311	71-0376	内、消
2	なかたクリニック	〃 借宿町558	73-6760	泌、内、皮
3	両毛クリニック	〃 中川町3546－５	72-5522	内、腎、糖、他
4	小松原ペインクリニック	〃 南大町452－１	70-1374	内、皮、麻、リハ
5	本庄記念病院	〃 堀込町2859	73-1199	内、胃内、小、外、乳外、整外、形外、皮、肛外、リハ、他
6	うるしばら内科皮膚科クリニック	〃 堀込町2832－８	73-1212	内、呼、胃、小、皮、循
7	福地医院	〃 西新井町3178	71-2161	内、消、精、神内、リハ
8	伏島医院	〃 里矢場町1985	71-3010	内、小、循、消
9	天貝ペインクリニック皮フ科	〃 堀込町1624－２	73-7121	皮、麻
10	小林内科	〃 堀込町189-1	70-3022	内
11	桑原整形外科医院	〃 朝倉町573－１	71-1055	外、整外、リハ
12	岡田内科	〃 朝倉町２－11－13	72-8877	内、消内、循内、呼内、ア
13	亀田医院ペインクリニック	〃 朝倉町３－16－５	72-2233	内、麻、リハ
14	浅原眼科クリニック	〃 朝倉町３－16－４	72-6688	眼
15	伏島クリニック	〃 朝倉町３－3－1	70-3085	肛、消
16	朝倉青柳耳鼻咽喉科医院	〃 朝倉町268－２	73-1187	耳
17	松山内科医院	〃 八幡町１－６－６	72-2870	内
18	なかみがわ内科・小児科クリニック	〃 八幡町１－７－１	70-0511	内、小、循、神内、呼、胃、リ、ア
19	あしかがメンタルクリニック	〃 田中町826-2	70-5577	心内、神、精
20	こどもクリニックしまむら	〃 田中町908-4	70-8117	小、他
21	かめいクリニック	〃 堀込町2760-1	70-6607	内、消内（内視鏡）外、大腸、肛門外
22	堀江皮フ科クリニック	〃 堀込町92-1	72-1117	皮
23	今井病院	〃 田中町100	71-0181	内、神内、呼内、消内、血、ア、リ、外、呼外、消外、整外、形外、皮、肛、乳、リハ、放、麻、他

第 9 班

番号	病院名	所在地	電話番号	診療科目
1	みなみ眼科	足利市福居町184－1	72-3730	眼
2	もりぐちクリニック	〃 福居町506	73-0860	内、泌
3	みくりや整形外科	〃 島田町822－6	73-7373	整外
4	斎藤医院	〃 島田町822	72-1135	内、婦
5	柳田医院	〃 福居町589	71-2301	内、小、外、皮、泌
6	前沢病院	〃 福居町1210	71-3191	内、精、神
7	増田医院	〃 上渋垂町72－1	72-5288	内、神内、心内、精
8	くさの小児科	〃 上渋垂町338－3	73-7000	小
9	井戸川クリニック	〃 福富町2096	73-3360	内、消、リ、小
10	足利中央病院	〃 下渋垂町447	72-8401	内、呼内、消内、循内、神内、皮、整外、他
11	筑波医院	〃 羽刈町57	71-1633	内、消、循、小
12	笠原外科胃腸科医院	〃 福居町994	72-0100	外、胃、肛、麻
13	行徳整形外科クリニック	〃 福居町182	70-6868	整外、リハ、リ

第 10 班

番号	病院名	所在地	電話番号	診療科目
1	山浦内科医院	足利市五十部町1256－5	21-6653	内、小、皮
2	賀川診療所	〃 五十部町1785	21-3131	小
3	足利富士見台病院	〃 大前町1272	62-2448	内、心内、精、他
4	天貝医院	〃 板倉町607	62-1255	内
5	てらうち内科小児科医院	〃 葉鹿町１－31－27	64-1133	内、小、循
6	西田医院	〃 小俣町1789-1	65-0088	内、呼内、循内、消内、整外、他
7	田所医院	〃 小俣町617	62-0562	内、胃
8	阿部医院本院	〃 葉鹿町１－10－8	64-0888	内、小、皮、神内、呼内、消内、循内
9	藤沢内科医院	〃 葉鹿町324	62-0031	内、小
10	ふじさわ、みみ、はな、のどクリニック	〃 葉鹿町324-5	65-1387	耳、他
11	はじか外科・内科	〃 葉鹿町1-16-2	64-8437	外、内、肛、他
12	整形外科かないクリニック	〃 葉鹿南町13-9	62-6267	整外、リハ、リ
13	鹿島内科	足利市鹿島町505	62-1000	内、整外、放、リハ、麻
14	鹿島整形外科	足利市鹿島町506	62-7881	整外、麻、リ、リハ、放
15	鹿島こどもクリニック	〃 鹿島町50１-3	65-0035	小、内、ア
16	鹿島眼科	〃 鹿島町432-1	65-0017	眼
17	かしま産婦人科	〃 鹿島町501-1	65-0341	産婦、小、整外
18	青空ひふ科	〃 鹿島町371-2	65-0381	皮

第 11 班

番号	病院名	所在地	電話番号	診療科目
1	青木病院	足利市本城１－1560	41-2213	内、心内、精、他
2	さくら通りクリニック	田所町1102-1	64-8033	精、心内
3	井岡眼科医院	〃　本城１－1470-1	41-6887	眼
4	あしかが皮膚科クリニック	〃　西砂原後町1180-3	64-8612	皮
5	田村レディスクリニック	〃　江川町３－13	43-3006	産婦
6	開成整形外科医院	〃　江川町３－４－12	41-1311	外、整外、皮、リハ、放
7	関内科医院	〃　利保町３－７－１	44-0880	内、神内、循
8	小野内科消化器科医院	〃　旭町851-4	22-3730	内、消、胃、皮
9	きねぶちクリニック	〃　元学町830-3	42-8200	内、循、消
10	富谷耳鼻咽喉科医院	〃　大橋町１－1828	43-0557	耳
11	新山クリニック	〃　新山町2256－３	42-1881	内、消、泌
12	滝澤小児科医院	〃　利保町１－25－11	42-7759	小
13	ときたクリニック	〃　江川町２－13－５	42-3323	内、呼、消、循、小

日赤班

1	足利赤十字病院	足利市五十部町284-1	21-0121	内、神経精神、神内、呼内、循内、小、外、整外、脳外、呼外、心外、皮、泌、産婦、眼、リハ、麻、歯口、形外、救、他

資料 83

＜震災予防 p2, 震災応急 p49･51＞

中核病院一覧

地　　区	中　核　病　院	活　動　区　域
中央・西地区	足利赤十字病院（緊急医療班本部） 鈴木病院	織姫、三重、山前 三和、葉鹿、小俣各公民館区域
東　地　区	皆川病院・あしかがの森足利病院	毛野、富田各公民館区域
南　地　区	中央病院・本庄記念病院 今井病院	山辺、御厨、矢場川、筑波、 久野、梁田各公民館区域
北　地　区	第一病院	助戸、北郷、名草各公民館区域

資料 84

＜震災応急 p49＞

トリアージタッグ

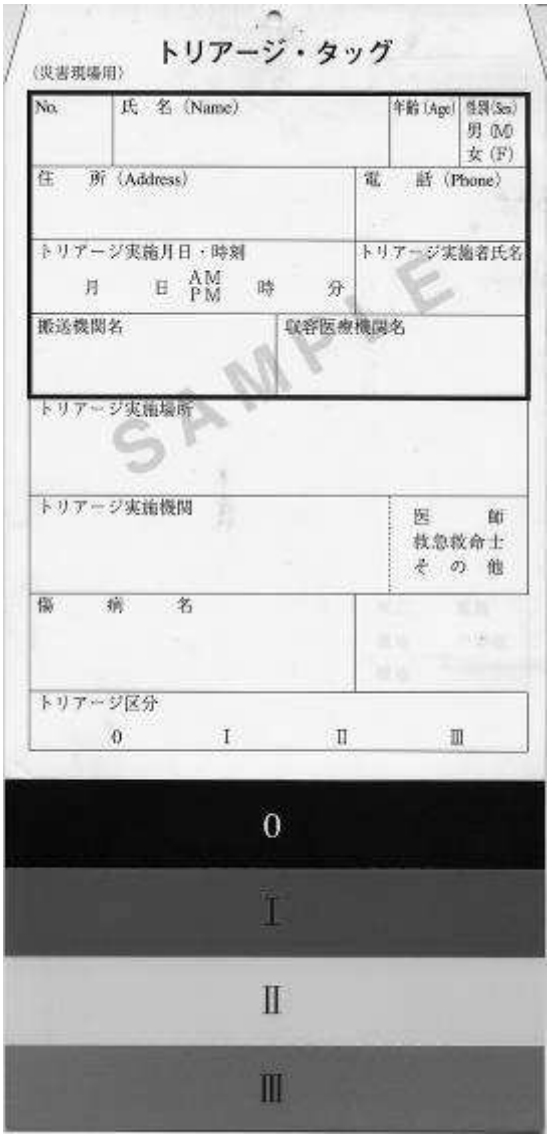

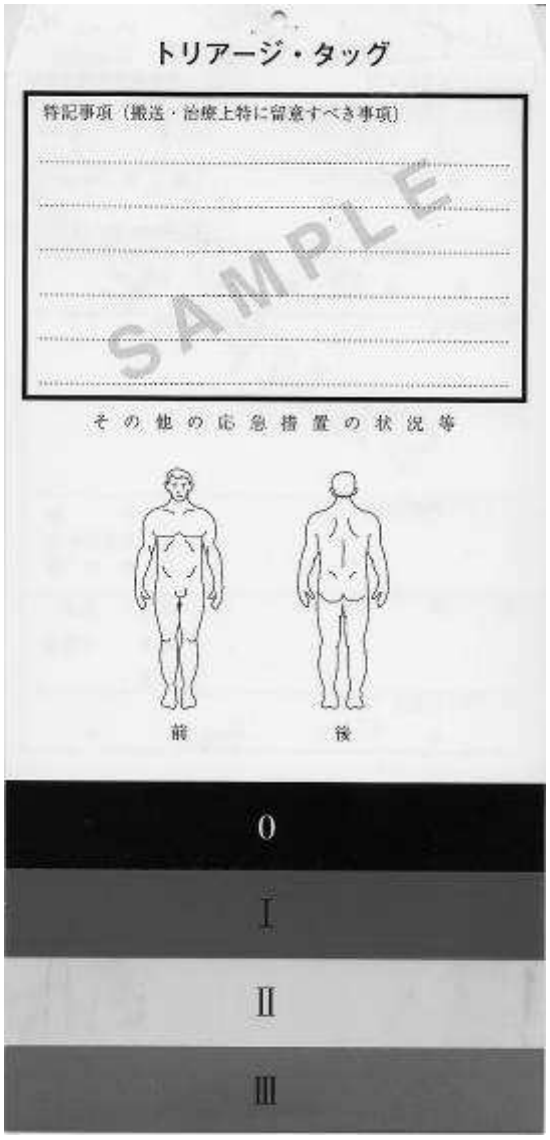

資料 85

＜震災応急 p50＞

病院・診療所・助産施設一覧

病　院

番号	名　称	所　在　地	電話番号	診療科目	病床数
1	青　木　病　院	本城１－1560	41-2213	内、心内、精、他	156
2	足利赤十字病院	五十部町284－1	21-0121	内、神経精神、神内、呼内、循内、小、外、整外、脳外、呼外、心外、皮、泌、産婦、眼、リハ、麻、歯口、形外、救、他	555
3	足　利　第　一　病　院	大月町1031	44-1212	内、外、整外、皮、泌	57
4	足　利　中　央　病　院	下渋垂町447	72-8401	内、呼内、消内、循内、神内、皮、整外、他	83
5	足利富士見台病院	大前町1272	62-2448	内、心内、精、他	139
6	今　井　病　院	田中町100	71-0181	内、神内、呼内、消内、血、ア、リ、外、呼外、消外、整外、形外、皮、肛、乳、リハ、放、麻、他	223
7	あしかがの森足利病院	大沼田町615	91-0611	内、小、外、整外、放、リハ、、皮、歯、他	240
8	鈴　木　病　院	栄町１-3412	21-2854	内、胃、外、整外、形外、美外、皮、リハ、放、麻	56
9	長　﨑　病　院	伊勢町１-4-7	41-2230	内、消、胃、外、整外、泌、肛、リハ	80
10	本庄記念病院	堀込町2859	73-1199	内、胃内、小、外、乳外、整外、形外、皮、肛外、リハ、他	92
11	前　沢　病　院	福居町1210	71-3191	内、精、神	105
12	皆　川　病　院	多田木町1168-1	91-2188	内、消内、外、消外、整外、皮、泌、肛、乳、他	72
合　計					1,858

診 療 所

番号	名　　称	所　在　地	電話番号	診療科目	病床数
1	青　空　ひ　ふ　科	鹿島町371-2	65-0381	皮	0
2	あお山クリニック 耳　鼻　咽　喉　科	伊勢町３-9-9	41-1722	耳	0
3	朝倉青柳耳鼻咽喉科医院	朝倉町268-2	73-1187	耳	0
4	浅　岡　医　院	相生町387	41-8188	産、婦	13
5	浅原眼科クリニック	朝倉町３-16-4	72-6688	眼	6
6	足利市養護老人ホーム 付　属　診　療　所	山川町1124	40-3113	内	0
7	足利腎クリニック	伊勢南町9-5	43-1760	内	0
8	足　利　診　療　所	大町12-1	41-3698	内、小、肛	0
9	足利市休日夜間 急　患　診　療　所	五十部町284-1	20-1556	内、小	0
10	足利市保健センター 診　　療　　所	大正町863-7	40-3113	内	0
11	あしかがメンタル ク　リ　ニ　ッ　ク	田中町826-2	70-5577	心内、神、精	0
12	あしかが皮膚科 ク　リ　ニ　ッ　ク	西砂原後町1180-3	64-8612	皮	0
13	あなはらクリニック	伊勢町２-13-5	41-6965	内、小、耳	0
14	阿　部　医　院　本　院	葉鹿町１-10-8	64-0888	内、神内、小、皮、 呼内、消内、循内	0
15	天　　貝　　医　　院	板倉町607	62-1255	内	0
16	天貝ペイン皮フ科 ク　リ　ニ　ッ　ク	堀込町1624-2	73-7121	皮、麻	0
17	井　岡　眼　科　医　院	本城1-1470-1	41-6887	眼	0
18	池　　田　　医　　院	井草町2408	21-4518	内、産婦	9
19	井戸川クリニック	福富町2096-1	73-3360	内、消、リ、小	0
20	賀　川　診　療　所	五十部町1785	21-3131	小	0
21	うるしばら内科 皮膚科クリニック	堀込町2832	73-1212	内、呼、胃、小、皮、 循	0
22	大　岡　胃　腸　内　科	花園町4-2	41-1177	内、消、胃、小、循	19
23	岡　　田　　内　　科	朝倉町２-11-13	72-8877	内、呼内、消内、循 内、ア	0
24	小倉耳鼻咽喉科医院	通４-2582	21-2600	耳	0
25	小　　沢　　医　　院	永楽町3-1	41-4102	内、整外、産婦	5
26	小平小児科クリニック	助戸１-710	44-1411	小	0
27	小平内科クリニック	助戸１-710	44-2223	内	0
28	落合産婦人科医院	伊勢町３-12-21	41-3416	産婦	9
29	落　　合　　医　　院	今福町66	21-1328	内、循内、小、	0
30	小野内科消化器科医院	旭町851-4	22-3730	内、消、胃、皮	0
31	柏　　瀬　　眼　　科	相生町386-1	41-6447	眼	6
32	鹿　　島　　眼　　科	鹿島町432-1	65-0017	眼	3

番号	名　　称	所　在　地	電話番号	診療科目	病床数
33	鹿島こどもクリニック	鹿島町501-3	65-0035	小、内、ア	0
34	かしま産婦人科	鹿島町501-1	65-0341	産婦、小、整外	19
35	鹿　島　内　科	鹿島町505	62-1000	内、整外、放、リハ、麻	0
36	鹿島整形外科	鹿島町506	62-7881	整外、リハ、放、麻、リ	19
37	開成整形外科医院	江川町３-4-12	41-1311	外、整外、皮、リハ、放	0
38	かめいクリニック	堀込町2760-1	70-6607	内、消内(内視鏡)、外、大腸、肛門外	0
39	亀田医院ペインクリニック	朝倉町３-16-5	72-2233	内、麻、リハ	0
40	亀山産婦人科医院	大門通り2374	43-0333	産婦	0
41	笠原外科胃腸科医院	福居町994	72-0100	外、胃、肛、麻	0
42	きねぶちクリニック	元学町830-3	42-8200	内、循、消	0
43	行徳整形外科クリニック	福居町182	70-6868	整外、リハ、リ	0
44	くさの小児科	上渋垂町338-3	73-7000	小	0
45	桑原整形外科医院	朝倉町573-1	71-1055	外、整外、リハ	0
46	こどもクリニックしまむら	田中町908-4	70-8117	小、他	0
47	小　林　内　科	堀込町189-1	70-3022	内	0
48	小松原ペインクリニック	南大町451-1	70-1374	内、皮、リハ、麻	0
49	斎　藤　医　院	島田町822	72-1135	内、婦	0
50	さくら通りクリニック	田所町1102-1	64-8033	心内、精	0
51	佐　藤　医　院	大町9-12	41-3910	内、小、性	0
52	三　瓶　医　院	大町11-12	41-0066	内、皮	0
53	柴田クリニック	千歳町67-7	43-2330	内、皮、小	0
54	昌平町こどもクリニック	昌平町2368	40-1225	小	0
55	新山クリニック	新山町2256-3	42-1881	内、消、泌	0
56	すながクリニック	八椚町494-1	44-7211	内、小、リハ、胃、肛	0
57	整形外科かないクリニック	葉鹿南町13-9	62-6267	整外、リハ、リ	0
58	関内科医院	利保町３-7-1	44-0880	内、神内、循	0
59	たかはし医院	助戸1-74-1	43-1051	内、外、婦	0
60	滝澤小児科医院	利保町１-25-11	42-7759	小	0
61	田　所　医　院	小俣町617-1	62-0562	内、胃	0
62	谷　医　院	通５-3206	21-1702	内、耳、呼	0
63	田村レディスクリニック	江川町3-13	43-3006	産婦	14
64	筑　波　医　院	羽刈町57	71-1633	内、消、循、小	0
65	てらうち内科小児科医院	葉鹿町１-31-27	64-1133	内、小、循	0

番号	名　　称	所　在　地	電話番号	診療科目	病床数
66	ときたクリニック	江川町２-13-5	42-3323	内、呼、消、循、小	0
67	特別養護老人ホームおおくぼ附属診療所	大久保町617-1	64-9200	内	0
68	特別養護老人ホーム義明苑医務室	久保田町1223	73-2020	内	0
69	特別養護老人ホーム清明苑医務室	大月町1042-2	41-1165	内	0
70	特別養護老人ホーム青空医務室	島田町801	73-0029	内	0
71	特別養護老人ホームこはく苑医務室	堀込町2006-1	73-5890	内	0
72	特別養護老人ホームまごころ医務室	本城１-1480-6	40-2201	内	0
73	特別養護老人ホームみどりの丘・大月医務室	大月町1042-2	40-1265	内	0
74	特別養護老人ホーム盛雄苑医務室	山下町2753-1	64-0765	内	0
75	特別養護老人ホームたんぽぽ医務室	通５-3435-3	22-1155	内	0
76	特別養護老人ホーム湯の里長寿苑診療所	大沼田町2163-1	91-3930	内、リハ	0
77	特別養護老人ホーム麗日荘診療所	田中町100	71-8182	内	0
78	特別養護老人ホーム和見山荘診療所	稲岡町1081-2	91-3717	内	0
79	特別養護老人ホームﾌﾟﾛﾑﾅｰﾄﾞひこや医務室	葉鹿町2019-1	64-0661	内、精、消	0
80	栃木産科婦人科医院	錦町14	41-3378	産、婦、小	14
81	栃木県安足保健所	真砂町1-1	41-5900	内	0
82	冨田内科医院	錦町45-1	41-5405	内、小	0
83	富谷耳鼻咽喉科医院	大橋町１-1828	43-0557	耳	0
84	中静眼科医院	伊勢町２-1-2	41-2566	眼	0
85	なかたクリニック	借宿町558	73-6760	泌、内、皮	0
86	なかみがわ内科・小児科クリニック	八幡町１-７-１	70-0511	内、小、循、神内、呼、胃、リ、ア	0
87	中谷医院	通２-2646-1	41-3591	内、心内、神内、消内、循内	0
88	中山内科医院	通２-2739	21-6495	内	0
89	中ばし皮膚科医院	通２-2748	21-4883	皮	0
90	西田医院	小俣町1789-1	65-0088	内、消内、循内、呼内、整外、他	0
91	はじか外科・内科	葉鹿町1-16-2	64-8437	外、内、肛、他	0
92	平沢内科医院	緑町１-5-2	21-3567	内、胃、循、呼、消	0
93	深井眼科医院	通４-2796	21-2811	眼	0
94	深澤医院	借宿町311	71-0376	内、消	0

番号	名　　称	所　在　地	電話番号	診療科目	病床数
95	福　地　医　院	西新井町3178	71-2161	内、精、神内、消、リハ	0
96	藤 澤 内 科 医 院	葉鹿町324	62-0031	内、小	0
97	ふじさわみみはなのどクリニック	葉鹿町324-5	65-1387	耳、他	0
98	伏　島　医　院	里矢場町1985-2	71-3010	内、小、消、循	0
99	伏島クリニック	朝倉町３-3-1	70-3085	消、肛、胃	12
100	堀江皮フ科クリニック	堀込町92-1	72-1117	皮	0
101	増　田　医　院	上渋垂町72－１	72-5288	内、精、神内、心内	0
102	松 山 内 科 医 院	八幡町１-6-6	72-2870	内	0
103	みくりや整形外科	島田町822-6	73-7373	整外	0
104	みどり眼科クリニック	千歳町30-8	43-2340	眼	0
105	み　な　み　眼　科	福居町184-1	72-3730	眼	6
106	宮原整形外科医院	毛野新町１-9	42-0684	整外、リハ、内、外、放	0
107	もりぐちクリニック	福居町506	73-0860	内、泌	0
108	柳　田　医　院	福居町589	71-2301	内、小、外、皮、泌	0
109	山 浦 内 科 医 院	五十部町1256-5	21-6653	内、小、皮	0
110	横山皮膚科医院	伊勢町3-8-14	41-3913	皮	0
111	両毛クリニック	中川町3546-5	72-5522	内、腎、糖、他	19
112	わたなべ整形外科	寿町9-28	43-2772	整外、リハ、麻、リ、内、他	0
合　　計					173

助産施設

番号	名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
1	いしの母児教室	鹿島町3-690-4	62-2069	
2	相澤母乳育児コンサルタント	本城３-2010-4	42-5256	出張のみ
3	さくら助産院	緑町１-3251-J	21-8681	出張のみ

資料 86

＜震災応急 p50＞

緊急医療班診療記録

○○緊急医療班
班 長 氏 名　　印

年 月 日	患 者 氏 名	年 令	病 名	措 置 概 要	備 考

資料 87

＜震災応急 p50＞

緊急医療班医薬品衛生材料使用簿

○○緊急医療班
班　長　氏　名　　印

品　　名	単位呼称	単　　価	摘　　要	受	払	残	備　考

注　1　摘要欄に受入先を記入すること。
　　2　備考欄に払高数量（使用量）に対する金額を記入すること。

資料 88

＜震災応急 p50＞

緊急医療班の編成及び活動記録

期　　間	診療患者数	死体検案数	班　の　編　成	班長職氏名	備　考

注　1　診療患者数欄は、延人員数を記入すること。
　　2　班の編成欄は職種ごとの人員数を記入すること。

資料 89

＜震災応急 p50＞

医療品衛生材料受払簿

品　名		単位呼称	

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考

注　1　摘要欄に購入先又は受入先、払出先を記入すること。
　　2　備考欄に購入単価及び金額を記入すること。

資料 90

＜震災応急 p50＞

病院診療所医療実施状況

診療機関名	診療期間	診療人員（延）		診療報酬点数	金額	備考
		入院	通院			

資料 91

＜震災応急 p50＞

助　産　台　帳

分娩年月日	助　産　場　所	分 娩 者 氏 名	年　令	分娩介助者名	備　　考

注　備考欄には、出生児の性別、体重及び分娩時の経過概要を記入すること。

資料92

市 有 車 両 現 況

＜震災応急p54＞

	所属	車両	台数	乗車人数又は積載	備考
総務部	管財課	普通乗用	5	5人	
		小型乗用	4	5人	
		ワゴン車	1	8人	
		軽乗用車	6	4人	
		軽貨物車	3	4人	
	収税課	軽乗用車	1	4人	
		小型乗用	1	5人	
	男女共同参画室	軽乗用車	1	4人	
	隣保館	軽乗用車	1	4人	
政策推進部	企画政策課	小型乗用	1	5人	
	秘書広報課	普通乗用	1	5人	市長車
		軽乗用車	1	4人	
福祉部	社会福祉課	自家用乗	1	45人	福祉バス(リフト付大型) 車椅子3席含む
		軽乗用車	2	4人	
	いきいき長寿課	軽乗用車	3	4人	元気アップ号ほか
		小型乗用	1	8人	養護老人ホーム(ワゴン車)
	介護保険課	軽貨物車	2	4人	
		軽乗用車	6	4人	
	こども課	軽乗用車	2	4人	
		普通乗用	1	10人	
	健康増進課	小型貨物	1	5人	
		特殊四輪	2	4人	レントゲン車
		軽貨物車	4	4人	
		軽乗用車	2	4人	
生活環境部	クリーン推進課	小型貨物	2	5人	
	環境政策課	小型乗用	1	5人	防災無線車
		軽貨物車	1	4人	
	市民課	特種四輪	2	25人	霊柩車
産業観光部	商工振興課	小型乗用	1	8人	ワゴン車
	農務課	軽乗用車	1	4人	
		軽貨物車	2	4人	
		小型乗用	1	5人	
		軽貨物車	1	2人	
都市建設部	都市計画課	小型乗用	1	5人	防災無線車
	交通政策課	軽貨物車	1	4人	
		軽乗用車	1	4人	
	建築指導課	小型乗用	1	5人	
		小型乗用	1	5人	
	市街地整備課	小型乗用	1	5人	
		小型貨物	3	5人	山辺西部土地区画整理事務所(2)
		軽貨物車	1	4人	
	道路河川課	小型乗用	3	5人	
		普通乗用	1	5人	
		軽乗用車	6	4人	
		軽貨物車	1	4人	
		〃	1	5人	
		普通貨物	2	3人	土木作業事務所 5t(1台)クレーン車(1台)
		小型貨物	11	3人	〃 2tダンプ 1tトラック バン
		特種四輪	2	5人	〃 内1台 防災無線車
		軽貨物車	3	2人	
	建築住宅課	小型乗用	1	5人	
		小型貨物	2	5人	
		軽貨物車	1	4人	

資料92

	所属	車両	台数	乗車人数又は積載	備考
議会事務局	議事課	普通乗用	1	5人	議長車
上下水道部	庶務課	軽貨物車	6	4人	
		普通乗用	1	5人	
	工務課	小型貨物	1	3人	
		軽貨物車	14	4人	
		小型乗用	1	5人	
		特殊四輪	1	3人	給水車
	下水道課	小型貨物	2	5人	
		軽貨物車	2	4人	うち水処理センター1台
		小型乗用	3	5人	うち水処理センター1台
		特殊四輪	1		検査測定車
教育委員会事務局	生涯学習課	特種四輪	1		図書館バス
		小型貨物	1	5人	
		軽貨物車	17	4人	
		小型乗用	1	5人	青少年センター
		小型貨物	1	3人	〃
	学校管理課	自家用乗	4		37人×1台、62人×2台、46人×1台
		小型乗用	3		10人×2台、5人×1台
		軽乗用	1	4人	
		普通貨物	2		3人×1台、5人×1台
		軽貨物	2	2人	
		普通貨物車	4		給食担当(給食運搬車)
		軽貨物車	2	4人	〃
	文化課	小型乗用	2		5人×1台　8人×1台(市立美術館)
		小型貨物	2		4人×1台、2人×1台
	史跡足利学校事務所	小型乗用	1	5人	
	市民スポーツ課	小型乗用	3		7人×1台　8人×1台　5人×1台
		小型貨物	1	3人	
		軽貨物車	2		2人×1台　4人×1台

資料 93

＜震災応急 p54＞

車両用燃料調達先

名　　称	所 在 地	電　　話	貯 蔵 量 (ﾘｯﾄﾙ)	
			ガソリン	軽 油
長島東山石油㈱	芳町 13-1	(41)0734	40,000	20,000
両毛丸善㈱南給油所	借宿町 1-1-2	(71)2550	40,000	20,000
㈲新井石油	西新井町 3348-3	(71)9440	20,000	10,000
太陽鉱油㈱50 号足利ステーション	堀込町 169-1	(71)8810	28,500	47,500
㈲橋本商事	県町 1033	(71)3575	25,000	14,000
㈲山崎油店	大前町 206	(62)0228	20,000	10,000
㈲京屋商店	葉鹿町 394-2	(62)0421	20,000	10,000
澤田藤商店	奥戸町 307	(91)2208	10,600	10,000
ENEOS ﾌﾛﾝﾃｨｱ Dr.Drive 江川町店	江川町１丁目 19-17	(42)1133	30,000	10,000
ENEOS ﾌﾛﾝﾃｨｱ Dr.Drive 福富店	福富町 328-1	(73)5690	40,000	10,000
㈱東日本宇佐美埼玉栃木販売支店	久保田町 168-1	(73)7338	40,000	50,000
㈲二ノ宮石油	寿町 11-1	(41)0089	30,000	10,000
両毛丸善㈱問屋	問屋町 353-10	(72)4343	75,000	40,000
中央シェル石油販売㈱足利イースト	常見町 116	(42)0835	50,000	10,000
中央シェル石油販売㈱北プラザ	江川町 2-9-15	(41)1117	50,000	20,000
㈱一光ルート 50 足利給油所	下渋垂町 700-1	(73)8100	35,000	70,000
松島石油㈱足利助戸給油所	助戸３丁目 408-1	(43)0611	66,500	19,000
中央シェル石油販売㈱東武えきまえ	田中町 166-2	(72)5455	45,000	15,000
中央シェル石油販売㈱ﾖｰｸﾀｳﾝまえ	朝倉町２丁目 22-8	(72)7755	50,000	15,000
三菱商事石油㈱	西新井町 3346-1	(73)5338	45,000	60,000
㈱ディー・エム・ガスステーション	大月町 3-2	(43)8113	58,000	16,000
両毛丸善㈱旭町	旭町 847-8	(43)0308	49,000	28,500
両毛丸善㈱御厨	福居町 2206-1	(72)0605	96,000	48,000
㈱カネジン	大前町 791-8	(62)3713	30,000	10,000

(注)　軽油 10,000 ﾘｯﾄﾙ以上を貯蔵するガソリンスタンド

資料 94

＜震災応急 p55＞

緊急通行車両確認証明書

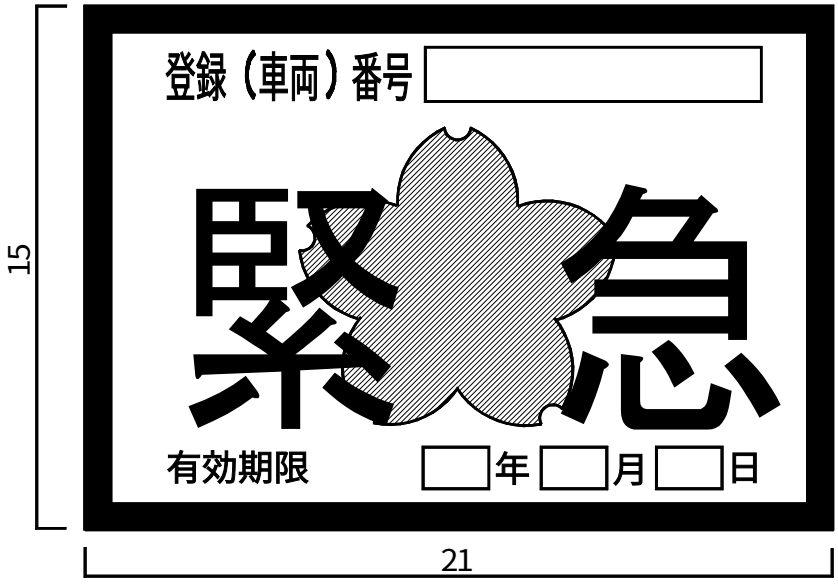

備考　1　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
　　2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
　　3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

［緊急通行車両確認証明書］

第　　号　　年　　月　　日 緊急通行車両確認証明書 知事　　印 公安委員会　　印		
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行目的		
通行日時		
通行経路		
備考		

資料 95

＜震災応急 p55＞

輸　送　記　録　簿

年　月　日	目　　的	輸送区間		使用車輌等		輸送担当者	金　　額	備　考
		区間	距離	種類	台数			

注　1　県有車又は市有車借上車別に記録すること。
　　2　県有車又は市有車の場合は、郵送担当者欄に車輌ナンバーを記入すること。
　　3　上車の場合は、有無償を問わず記入すること。
　　4　金額欄には運送費又は借上費を記入すること。
　　5　備考欄に業者名を記入すること。

資料 96

＜震災応急 p55＞

燃料及び消耗品受払簿

品　名		単位呼称	

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考

注　1　県有車及び市有車、借上車別に記録すること。

　　2　摘要欄に購入先又は受入先、払出先を記入すること。

　　3　備考欄に購入単価、金額を記入すること。

資料 97

＜震災応急 p55＞

修 繕 費 支 払 簿

輸送年月日	目的	故障年月日	故障場所	故障車輌等		故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考
				車輌ﾅﾝﾊﾞｰ	所有者				

注　1　県有車及び市有車、借上車別に記録すること。

　　2　故障の概要欄に故障の原因及び故障箇所を記入すること。

　　3　備考欄に修理先を記入すること。

資料 98

＜震災応急 p66＞

本市における水道施設の現況

施設名		所在地	揚水（浄水）能力 ㎥／日	最大貯水量 ㎥	池数
上水道	今福浄水場	今福町545	19,000	270	2
	大前〃	大前町71	22,000	414	2
	坂西〃	小俣南町38－5	6,000	3,150	2
	白髭〃	小俣町1061	2,400	1,300	1
	稲岡〃	稲岡町384－2	(900)	1,650	1
	西新井〃	西新井町3175	1,300	200	1
	天王〃	福居町405	3,400	800	1
	南部〃	西新井町1839	(2,800)	11,000	2
	中川〃	中川町3560	26,400	1,442	2
	浄水場計		80,500	20,226	14
	緑町配水場	緑町一丁目3780		5,100	3
	山下〃	山下町2768		10,800	3
	江川〃	江川町587－2		1,000	1
	小俣〃	小俣町1827		460	1
	松田〃	松田町2862－2		297	1
	毛野〃	宮北町20-13		2,300	1
	名草中町〃	名草中町5358－2		250	2
	名草上町〃	名草上町4800－1		188	2
	本城〃	本城一丁目4132		2,000	2
	上松田〃	松田町2741		240	2
	配水場計			22,635	18
	合計		80,500	42,861	32

※（　　）は予備水源を示す。

資料 99

＜震災応急 p66＞

本市の保有する給水車及び水槽付消防ポンプ車等の現況

種別	容量（リットル）	台数（台）	所属	備考
給水車	2,000	1	上下水道部	
消防ポンプ付水槽車	10,000	1	消防署	中央消防署水槽車
水槽付消防ポンプ車	1,500	1	〃	東分署水槽車
〃	1,500	1	〃	南分署水槽車
化学車	1,000	1	〃	中央消防署化学車
〃	1,000	1	〃	西分署化学車
〃	1,000	1	〃	河南消防署化学車
消防ポンプ車	700	1	〃	中央消防署ポンプ１号車